

令和7年度  
包括外部監査結果報告書  
【概要版】

補助金等に関する事務の執行について

岡山市包括外部監査人  
公認会計士 板谷 静郎

# 目次

第1章 監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由.....	1
4. 監査の対象期間.....	2
5. 監査の実施期間.....	2
第2章 監査対象の概要.....	4
1. 補助金等の定義.....	4
2. 岡山市の補助金等の交付に関する事務.....	4
3. 岡山市の財政状況、補助金等の推移.....	7
4. 監査対象の選定.....	10
5. 監査手続.....	10
6. 調査票の回答結果による概要把握.....	10
第3章 過去の包括外部監査結果に基づく措置状況.....	14
1. 過去の包括外部監査結果に基づく措置の概要.....	14
2. 措置内容の確認手続.....	14
3. 措置内容の確認結果.....	14
第4章 監査の結果.....	30
1. 監査の結果の概要.....	30
2. 指摘及び意見の一覧.....	30

3. 監査の結果（総論） .....	34
4. 監査の結果（各論） .....	37
(1) 岡山市自主防災組織等育成事業助成金 .....	37
(2) 地域の未来づくり推進事業補助金 .....	37
(3) 地域おこし協力隊活動補助金 .....	38
(4) 岡山市移住支援金 .....	39
(5) 岡山市町内会集会所新築等補助金 .....	40
(6) 防犯連合会活動費補助金 .....	40
(7) 防犯灯設置費補助金 .....	41
(8) 岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金 .....	42
(9) 岡山市敬老会補助金 .....	43
(10) 軽費老人ホーム事務費補助金 .....	44
(11) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金 .....	45
(12) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 .....	47
(13) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備費補助金） .....	49
(14) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費補助金） .....	50
(15) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分） .....	51
(16) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 .....	52
(17) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金 .....	53
(18) 障害者福祉施設整備費補助金 .....	54
(19) 障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業等補助金 .....	55
(20) 居住生活移行支援事業費補助金 .....	56
(21) 岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払 .....	57
(22) 岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援金 .....	59
(23) 定期予防接種助成金 .....	60
(24) 児童家庭支援センター運営費補助金 .....	60
(25) 子どもの居場所づくり等促進事業補助金 .....	62
(26) 岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金 .....	63
(27) 私立認定こども園特別運営費補助金 .....	64
(28) 私立保育所特別運営費補助金 .....	66
(29) 看護師等加配助成事業補助金 .....	68
(30) 民間保育士等処遇改善事業補助金 .....	69
(31) 保育支援者配置助成事業費補助金 .....	70
(32) アレルギー児対応調理員等加配助成事業費補助金 .....	70
(33) 保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金 .....	71
(34) 岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（民営化推進事業費） .....	72

(35) 岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（子ども・子育て推進事業（特））	73
(36) 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	74
(37) スマートエネルギー導入促進事業補助金	75
(38) 商工会議所商工会経営改善事業補助金	75
(39) 岡山市中小企業支援事業補助金	77
(40) 岡山市商店街振興対策事業補助金	78
(41) I o T ・ A I 等先端技術導入支援事業費補助金	80
(42) 岡山市再投資・拠点強化促進奨励金	81
(43) 岡山市物流施設誘致促進奨励金	82
(44) 岡山市 I T ・ デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金	84
(45) 狩猟による捕獲促進事業費補助金	85
(46) 新規就農者確保事業費補助金	86
(47) 新規就農者育成総合対策助成金	86
(48) 浚渫藻刈交付金	88
(49-1) 岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金	90
(49-2) 岡山市路面電車整備事業補助金（維持事業）	90
(50) 岡山市路面電車整備事業補助金（延伸環状化事業）	91
(51) 御津・建部コミュニティバス運行補助金	92
(52) 岡山市乗合タクシー運行補助金	93
(53) 岡山市市街地再開発事業等補助金	95
(54) 住宅・建築物耐震改修等補助金	96
(55) 空家等適正管理支援事業費補助金	100
(56) 岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金	102

# 第1章 監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

補助金等に関する事務の執行について

## 3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

地方自治法第232条の2では、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる、と定められている。

岡山市は、様々な種類の補助金等（※）を交付している。

### ※岡山市補助金等交付規則

#### 第2条第1号 補助金等

市が市以外の者（団体又は個人）に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

岡山市の令和6年度一般会計当初予算において、補助費等の金額は18,819百万円であり、歳出総額の4.9%を占めるなど金額的な重要性は高いものと考えられる。

補助金等は反対給付のない一方的な給付で基本的には返還不要であり、一度交付が決まると毎年継続的に支出されるなど固定化や既得権益化するおそれもある。

岡山市補助金等交付規則第3条では、「補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行われなければならない。」とされている。

貴重な財源から多額に支出されている補助金等の必要性や公平性、事務の執行が公正かつ効率的になされているかを検討することは有意義と考える。

過去には、平成25年度の包括外部監査において「補助金及び負担金等の執行状況に関する管理について」というテーマが取り上げられていたが、10年以上が経過し、岡山市を取り巻く環境は大きく変化している。

近年では、新型コロナウイルス感染症関連や物価高騰対策等で国や市から多くの補助金等が交付されており、市民の関心も高い状況である。

以上の理由から、補助金等に係る財務事務の執行について、岡山市補助金等交付規則等に準拠して適切に行われているか、公益性や有効性の観点から適切に行われてい

るか等を検討することは有意義であると考え、令和7年度包括外部監査のテーマとして「補助金等に関する事務の執行について」を選定することとした。

#### 4. 監査の対象期間

原則として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）。ただし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度も対象とした。

#### 5. 監査の実施期間

令和7年4月3日から令和8年3月25日まで

#### 6. 監査の方法

##### (1) 監査の着眼点

補助金等に関する事務の執行について、主として合规性、有効性、経済性、効率性、公益性の視点に着目した。

##### (合规性)

- ・補助金等に関する条例・規則・要綱等は適切に整備されているか。
- ・補助金等に関する事務は関係する条例・規則・要綱等に基づき公正かつ適切に行われているか。

##### (有効性)

- ・補助金等の交付目的が明確化されており、補助事業等は交付目的を達成するために効果的に行われているか。

##### (経済性及び効率性)

- ・補助事業等は費用対効果を踏まえて行われているか。
- ・補助事業等は効率的に実施されているか。

##### (公益性)

- ・補助金等に公益性はあるか。
- ・岡山市の政策目的に適合しているか。

##### (2) 主な監査手続

- ・補助金等に関する概要の把握

- ・ 監査対象とする補助金等の選定
- ・ 監査対象として選定した補助金等の関係法規・書類等の査閲
- ・ 監査対象として選定した補助金等の所管部署に対する質問

## 7. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	板谷 静郎
監査補助者	公認会計士	難波 徹
	公認会計士	大森 浩二
	公認会計士	服部 紘児
	公認会計士	小野田 隼也
	公認会計士	杉野 令
	弁護士	石井 克典

## 8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。なお、出典から引用した数値は原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

## 第2章 監査対象の概要

### 1. 補助金等の定義

地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。

岡山市補助金等交付規則では、補助金等を以下のように定義している。

#### ※岡山市補助金等交付規則

##### 第2条第1号 補助金等

市が市以外の者（団体又は個人）に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

### 2. 岡山市の補助金等の交付に関する事務

岡山市の補助金等の交付事務については、岡山市補助金等交付規則に定められている。

交付事務の流れと概要は以下の通りである。

補助金等の交付 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"><li>補助金等は、毎会計年度予算の定めるところに従い、かつ、この規則の定めるところにより交付するものとする。</li><li>市長は、交付する補助金等の総額が当該補助金等に係る予算額を超えるとき、又は事業等への補助金等の交付の必要性の程度等を考慮して適当と認めるときは、各補助事業者に交付する補助金等の額を調整し、又は交付しないことができる。</li><li>市長は、補助金等を交付するに当たって、市税の完納促進その他の市の行政目的の達成のために必要な要件を定めることができる。</li></ul>
補助金等の交付の申請 (第5条)	<ul style="list-style-type: none"><li>前条の規定に基づき補助金等の交付の申請をしようとする者は、この規則に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 事業計画書</li><li>(2) 補助事業等に係る経費の収支予算書</li></ul></li></ul>

	<p>(3) 補助事業等に係る経費の前年度決算書</p> <p>(4) 工事の施行にあつては実施設計書</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。</li> </ul>
補助金等の交付の決定 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、次に掲げる事項等について検討し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令及び予算の定めに違反しないこと。</li> <li>(2) 補助事業等の目的及び内容が適正で効果が見込めること。</li> <li>(3) 金額の算定に誤りがないこと。</li> </ul> </li> <li>・市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。</li> <li>・市長は、第1項の調査の結果により補助金等を交付することが不相当と認めるときは、速やかに申請者に対してその旨を通知するものとする。</li> </ul>
決定の通知 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に対し、補助金等交付決定通知書により通知するものとする。</li> </ul>
補助事業等の遂行 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付決定の対象となった事業計画及び交付決定に付した条件その他市長の指示 命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。</li> </ul>
着手届及び完了届 (第15条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者は、補助事業等に着手したとき及び当該補助事業等が完了したときは、直ちに補助事業等着手・完了届を市長に提出しなければならない。ただし、補助金等の交付の対象が事務である場合については、この限りでない。</li> </ul>
実績報告 (第16条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して20日以内に、補助事業等の実施状況を記載した補助事業等</li> </ul>

	<p>実績報告書に次の各号に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときもまた同様とする。</p> <p>(1) 補助事業等に係る経費の収支決算書 (2) その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等については、前項の報告は要しないものとする。</li> </ul>
<p>補助金等の額の確定 (第17条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該補助事業等実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により当該補助事業者に対し通知するものとする。</li> </ul>
<p>補助金等の交付時期 (第19条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金等は、第17条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。</li> <li>・ 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。</li> </ul>
<p>交付決定の取消し (第20条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。</li> <li>(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。</li> <li>(3) 前各号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示命令に従わなかったとき。</li> </ul> </li> <li>・ 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後についても適用する。</li> <li>・ 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。</li> </ul>

補助金等の返還 (第21条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し補助金等返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。</li> <li>・ 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。</li> </ul>
-------------------	---

(出典：「岡山市補助金等交付規則」から監査人作成)

### 3. 岡山市の財政状況、補助金等の推移

#### (1) 岡山市の財政状況

令和7年9月2日に公表された「令和6年度決算(案)の概要及び岡山市の財政状況」で示された収支の状況の概要は以下の通りである。

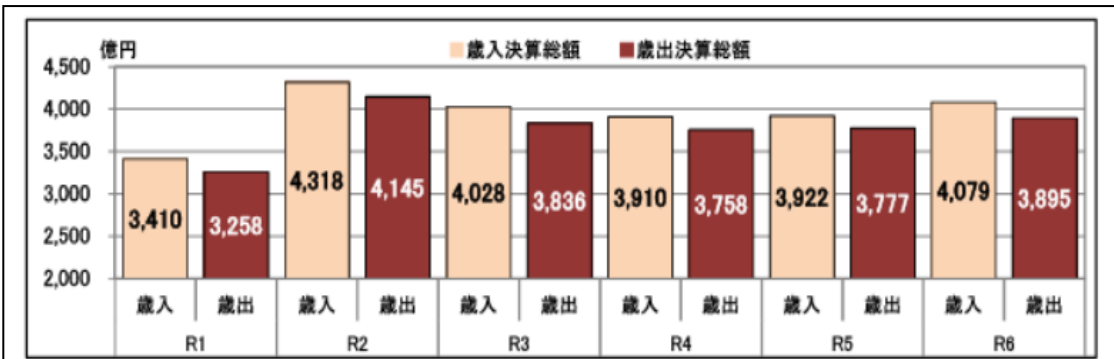
令和6年度決算の歳入総額は、前年度比157億円増の4,079億円、歳出総額は、前年度比118億円増の3,895億円で、歳入歳出差引額(形式収支額)は184億円となり、前年度比39億円(27.3%)の増となりました。

翌年度への繰越財源を除いた実質収支額は、132億円の黒字となり、前年度比24億円(22.1%)の増となりました。

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額	伸び率
歳入総額	392,169	407,872	15,703	4.0
歳出総額	377,741	389,501	11,760	3.1
歳入歳出差引額	14,428	18,371	3,943	27.3
翌年度への繰越財源	3,616	5,170	1,554	43.0
実質収支額	10,812	13,201	2,389	22.1

(出典：「令和6年度決算(案)の概要」から抜粋)



岡山市の財政規模は、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費、子ども・子育て支援新制度など福祉関係経費、市有施設の長寿命化などにより年々増加の傾向にあります。特に、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症対策経費等により増加しており、なかでも令和2年度は特別定額給付金（歳入712億円）のため大きく増加しています。

（出典：「岡山市の財政状況」から抜粋）

## （2）補助費等の推移

岡山市の直近6年間の普通会計における補助費等（※1）の推移は以下の通りである。

（単位：百万円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳出決算総額	414,502	383,657	375,818	377,741	389,502
義務的経費（※2）	199,229	234,062	214,461	221,724	229,910
補助費等	97,212	21,650	26,114	25,839	22,127
歳出決算総額に対する補助費等の割合	23.5%	5.6%	6.9%	6.8%	5.7%
義務的経費を除いた歳出に占める補助費等の割合	45.2%	14.5%	16.2%	16.6%	13.9%

（出典：「岡山市の財政状況」から監査人作成）

（※1）補助費等とは、地方公共団体が行政目的を達成するため、他の団体や個人等に対して支出する経費であって、物やサービスの購入の対価ではなく、又は対価性が弱い給付的な性質を有する支出をいう。

補助金等の範囲とは厳密には一致しないが、概ね近似しているため、岡山市が公表している資料から把握できる補助費等の金額を用いて概要を把握している。

(※2) 義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特別定額給付金や消費喚起事業負担金が増加したことなどにより、補助費等の金額が大幅に増加していた。

令和3年度以降において、義務的経費を除いた歳出に占める補助費等の割合は概ね15%前後で推移している。

#### 4. 監査対象の選定

令和6年度一般会計歳出予算のうち、歳出科目「負担金、補助及び交付金」を抽出したデータに基づき、主に以下の視点から監査対象を選定した。

- ・補助金及び交付金（以下、「補助金等」という。）のうち、令和6年度当初予算金額が10,000千円を超えるもの
- ・平成25年度の包括外部監査「補助金及び負担金等の執行状況に関する管理について」で対象とされていたものを除外
- ・上記に加え、内容の類似性、担当課ごとの対象数等を勘案し、監査人判断で監査対象を追加・除外

#### 5. 監査手続

主な監査手続は以下の通りである。

##### (1) 調査票による分析

補助金等のうち、令和6年度当初予算が10,000千円以上の全件、500千円以下の全件の計148件について、調査票の回答を依頼し、分析を行った。

なお、補助金等の総数は299件であるため、調査票の対象とした件数の割合は全体の49.5%である。

##### (2) 関係資料の閲覧及び所管課への質問

選定した補助金等について、関係する資料を閲覧し、必要に応じて所管課への質問を実施した。

#### 6. 調査票の回答結果による概要把握

「5. 監査手続（1）調査票」に記載の通り、148件の補助金等を対象として調査票の回答を入手した。ただし、補助金等のうち、複数の補助事業等があるものについてはそれぞれについて調査票の回答があったため、回答数は計160件となった。

調査票における主な質問項目に対する回答結果の概要は以下の通りである。

##### (1) 補助金の創設年度からの経過年数

経過年数	件数	割合
～10年	61	38.1%

11年～20年	35	21.9%
21年～40年	31	19.4%
41年～	24	15.0%
創設年度不明	9	5.6%
計	160	100.0%

(出典：創設年度の回答から令和7年までの経過年数を監査人算出)

創設から40年を超えるものが15%存在しており、5.6%は創設年度が不明という状況である。一度始まると、必要性の再検討が十分になされないまま継続されている可能性がある。

## (2) 補助金の終期年度の設定の有無

回答	件数	割合
有り	10	6.3%
無し	150	93.7%
計	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

大半の補助金等が終期年度の設定が無いとの回答であった。

## (3) 補助金等の交付先数

回答	令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0	16	10.1%	15	9.5%	17	10.6%
1	63	39.9%	63	39.9%	61	38.1%
2～10	35	22.2%	32	20.3%	33	20.6%
11～	44	27.8%	48	30.4%	49	30.6%
計	158	100%	158	100%	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

交付先が1先のみとの回答が4割弱であった。特定の団体への支出が定着している傾向がある。

なお、令和6年度に創設された補助金等が2件あるため、令和4年、令和5年について当該補助金等を集計対象から除いている。

## (4) 公募の有無

回答	件数	割合
有り	37	23.1%
無し	123	76.9%
計	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

公募がないとの回答が8割弱であった。

なお、公募はしていないものの、対象となる事業者等への周知を行っている旨の回答については、「有り」として集計している。

#### (5) 補助金等の財源構成

回答	件数	割合
岡山市のみ	99	61.9%
上記以外	61	38.1%
計	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

補助金の約6割が岡山市単独の財源によって賄われている。岡山市独自の施策としての妥当性がより厳格に問われる状況にある。

#### (6) 補助金等の予算執行率

回答	令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
～20%	27	17.1%	23	14.6%	21	13.1%
21%～50%	25	15.8%	19	12.1%	13	8.1%
51%～	100	63.3%	111	70.7%	126	78.8%
予算設定なし	6	3.8%	4	2.5%	—	—
計	158	100%	158	100%	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

例年、2割超の補助金等について、予算執行率が50%以下となっている。

#### (7) 実績報告の有無

回答	件数	割合
有り	155	96.9%

無し	5	3.1%
計	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

大半の補助金等について実績報告が行われている。

(8) 補助金等の成果を測定する指標の有無

回答	件数	割合
有り	47	29.4%
無し	113	70.6%
計	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

補助金等の成果を測定するための具体的な数値指標が設定されていないものが約7割に達している。これにより、補助金等が効果的に使われたかどうかの客観的な評価が困難となっている可能性がある。

(9) 補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無

回答	件数	割合
有り	89	55.6%
無し	71	44.4%
計	160	100.0%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

岡山市のホームページなどで制度内容や要綱を公開していないものが約4割あり、市民に対する透明性の確保が十分とは言えない可能性がある。

## 第3章 過去の包括外部監査結果に基づく措置状況

### 1. 過去の包括外部監査結果に基づく措置の概要

平成25年度包括外部監査において「補助金及び負担金等の執行状況に関する管理について」を対象とした報告書が提出され、当該報告書において28件の指摘及び30件の意見が記載されている。

岡山市は、これらの指摘及び意見に対する措置内容をホームページ上に公表している。

### 2. 措置内容の確認手続

ホームページ上に公表された措置状況及び総務法制企画課から入手した平成25年度包括外部監査結果措置状況管理台帳に基づき、平成25年度の外部監査における28件の指摘について、講じられた措置内容は適切か、措置報告が適切になされているかを検討するため、以下の手続を実施した。

- ①指摘の内容把握
- ②包括外部監査結果に対する措置通知における措置内容の把握
- ③措置内容記載事項の根拠証憑の徴求及び確認
- ④措置内容の検討

### 3. 措置内容の確認結果

#### (1) 指摘 1

補助金等名称	岡山市住民自治組織補助金
所管部署	市民協働企画総務課（安全・安心ネットワーク推進室）
報告書ページ	20
指摘事項	当該補助金の支出内容とその効果を厳しく精査し、不必要な支出とならないように指導すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	市民協働企画総務課（安全・安心ネットワーク推進室）
措置内容	岡山市連合町内会と協議を行い、平成26年度から補助金の必要性や使用状況が確認できる報告書や領収書の提出を受けることとした。

#### (措置内容の検討及び結果)

令和6年度の補助事業等実績報告書、令和6年度岡山市連合町内会事業報告、令和6年度会務報告、令和6年度収支決算報告書及び令和6年度収支決算総括表等を閲覧した。

市民協働企画総務課の補助金等交付審査確認書面を閲覧したところ、支出行為の適正性について検討した証跡が認められ、また過大と思われる繰越金も認められないことから、適正に措置はなされている。

なお、視察研修は毎年実施されていることから、引き続き継続的にその内容を把握・検討していく必要がある。

## (2) 指摘 2

補助金等名称	学区・地区連合町内会補助金
所管部署	安全・安心ネットワーク推進室
報告書ページ	25
指摘事項	補助金額の減額や必要性を学区・地区ごとに検討すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	安全・安心ネットワーク推進室
措置内容	平成26年6月6日に開催された、岡山市連合町内会総会において各学区・地区連合町内会長に説明を行い、平成27年度から補助金の必要性や使用状況が確認できる領収書等の提出を受けることとした。

### (措置内容の検討及び結果)

北区、中区、東区、南区からそれぞれ任意に1町内会分の書類を閲覧した。

収入・支出について領収書等が提出されており支出の内訳についても、特段問題になるような項目は識別されず、適正に措置がなされている。

なお、依然として繰越金を多く有している町内会が見受けられたため、必要に応じて補助内容の見直し等を検討されたい。

## (3) 指摘 3

補助金等名称	岡山市体育協会補助金
所管部署	市民局スポーツ振興課
報告書ページ	30
指摘事項	要綱で補助対象経費を明確化した上で、支出の妥当性を検証すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	市民局スポーツ振興課
措置内容	補助対象経費が明確になるよう、岡山市体育協会補助金交付要綱をH27. 4. 1に改正施行した。

(措置内容の検討及び結果)

現行の「一般財団法人岡山市スポーツ協会補助金交付要綱」を閲覧した。  
第5条に補助対象経費が記載されており、適正に措置がなされている。

(4) 指摘4

補助金等名称	人権擁護委員協議会補助金
所管部署	市民局人権推進課
報告書ページ	37
指摘事項	実績報告書をより精緻に検証し、指導すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	市民局人権推進課
措置内容	岡山人権擁護委員協議会に対し、領収書の原本確認と実績報告書の適正な記載について指導していたが、平成26年度事業の実績報告において、領収書の原本を確認し、実績報告書の支出内訳に詳細がわかるように記載されていることも確認した。

(措置内容の検討及び結果)

令和6年度の補助事業等実績報告書、決算報告書、現金出納簿等を閲覧した。支出内容については納品書及び請求書等の原本提出を受けて確認しているとのことである。

なお、支出内容の記載について、どのような目的で購入・使用されたかは明記されていないものが散見されたため、納品書・請求書等による実在性の確認のみならず、支出の妥当性も確認できるような記載も指導していくことが望ましい。

(5) 指摘5

補助金等名称	人権擁護委員協議会補助金
所管部署	市民局人権推進課
報告書ページ	38
指摘事項	啓発宣伝用消耗品等の購入が適時適量であることを確認し、指導監督すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	市民局人権推進課
措置内容	岡山人権擁護委員協議会に対し、啓発宣伝用消耗品等は適切な時期に適切な量を購入するよう指導していたが、平成26年度事業の実績報告において、適時適量な購入がなされていることを確認した。

(措置内容の検討及び結果)

令和6年度の補助事業等実績報告書、決算報告書、現金出納簿等を閲覧したところ、支出が年度末に集中しているような状況は識別されなかった。適正に措置がなされている。

(6) 指摘6

補助金等名称	人権擁護委員協議会補助金
所管部署	市民局人権推進課
報告書ページ	39
指摘事項	他市町村から受領する助成金も考慮して、市の補助金額を決定すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	市民局人権推進課
措置内容	平成26年度の補助金額について他市町の助成金を考慮に入れた算定方法となるよう他の市町と協議し算定を行った。また、平成26年度事業の実績報告において、次年度繰越として剰余金が発生していないことを確認した。

(措置内容の検討及び結果)

他市町村の負担状況が記載された資料を閲覧し、各市の負担が考慮されている状況であることを確認した。

また、令和6年度の決算報告書を閲覧し、繰越金に大きな変動は生じていないことを確認した。

以上より、措置は適切になされていると判断する。

(7) 指摘7

補助金等名称	人権施策補助金（人権啓発活動補助金）
所管部署	市民局人権推進課
報告書ページ	43
指摘事項	効率的な補助金の使用について、積極的に指導すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	市民局人権推進課
措置内容	平成26年度募集から「注意事項」を見直し、経費の支出にあたり、「啓発活動への参加者数と経費のバランス（参加者1人あたりの経費）等を考慮に入れた効率的・効果的な執行」を求める内容を記載するとともに、多くの市民に啓発活動がなされるべく補助申請時等にも一層の工夫をするよう伝えている。

(措置内容の検討及び結果)

「岡山市人権啓発活動補助金についての注意事項」に、「経費の支出にあたっては、補助金が公金であることから、啓発活動への参加者数と経費のバランス（参加者1人あたりの経費）等を考慮に入れた効率的・効果的な執行をお願いいたします。」と記載されていることを確認した。

また、サンプルとして提示された補助事業の収支決算内訳書等を閲覧した結果、費用対効果に疑義を生じるような内容は確認できなかった。

(8) 指摘8

補助金等名称	岡山市シルバー人材センター運営費補助金及び高齢者活用生活援助サービス事業費補助金
所管部署	保健福祉局高齢者福祉課
報告書ページ	66
指摘事項	公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金の財源について説明責任を果たすべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	保健福祉局高齢者福祉課
措置内容	補助対象経費の実態が財団運営に最低限必要な人件費や事務所運営費等であることを明確にするため、補助金内訳書（任意様式）を添付させる。 また、経営安定化造成基金の財源が、財団の自助努力によって得られたものであることを示す要因等を、別途報告書（任意様式）として提出させる。

(措置内容の検討及び結果)

令和6年度収支決算書（シルバー人材センター運営費）、経営安定化基金積立状況に関する資料及びシルバー人材センターの経営改善努力に関して記載された資料を閲覧した。

なお、経営安定化造成基金積立金は平成31年度に116,000,000円となっており、令和2年3月24日に岡山市に全額納付されていることを確認した。

措置内容にある補助金内訳書、別途報告書は確認していないが、措置状況に特段問題ないと判断する。

(9) 指摘9

補助金等名称	岡山市福祉医療事務補助金
所管部署	保健福祉局医療助成課

報告書ページ	73
指摘事項	要綱上、実績報告を必要とする旨を明記すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	保健福祉局医療助成課
措置内容	実績報告については、岡山市補助金等交付規則の様式に基づいて報告を受けているが、重ねて岡山市福祉医療事務補助金要綱においても、実績報告を要する旨を定めた。

(措置内容の検討及び結果)

補助事業が令和2年度に終了しているため、措置状況の確認は省略した。

(10) 指摘10

補助金等名称	岡山市障害者地域生活支援事業補助金（福祉ホーム）
所管部署	保健福祉局障害福祉課
報告書ページ	76
指摘事項	実際の支給方法と補助金要綱とを一致させるべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	保健福祉局障害福祉課
措置内容	平成25年度分については、補助対象経費の実額と定められている上限額とを比較し、少ない方を支給した。今後も要綱に従った手続きを行っていく。

(措置内容の検討及び結果)

サンプルで支出負担行為決議書及び関連する資料を閲覧し、補助対象経費が要綱に定められている上限額より少ない場合に、補助対象経費の実額が支給されていることを確認した。

(11) 指摘11

補助金等名称	岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金
所管部署	保健福祉局保健管理課
報告書ページ	78
指摘事項	実績報告書の収支を正確に記載することを求めるべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	保健福祉局保健管理課
措置内容	補助金交付要綱を平成26年3月に改正し、年度末の事業完了報告時に収支の詳細が分かる収支決算書及び領収書の添付するよう

	改めるとともに、その内容を対象事業者に周知した。
--	--------------------------

(措置内容の検討及び結果)

岡山市公衆浴場業経営安定化補助金交付要綱及び令和6年度補助事業完了確認報告書等を閲覧した。

岡山市公衆浴場業経営安定化補助金交付要綱第9条において、後期（10月から3月までの半期）の事業完遂届には収支決算書、1日当たりの入浴人員申告書及びその他市長が必要と認める書類、を提出しなければならないと規定されていることを確認した。

また、令和6年度の事業完遂届に収支決算書が添付されていることを確認した。

(12) 指摘12

補助金等名称	岡山市公衆浴場つくり湯事業補助金
所管部署	保健福祉局保健管理課
報告書ページ	79
指摘事項	公衆浴場の経営実態を踏まえた補助制度とすべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	保健福祉局保健管理課
措置内容	補助金交付要綱を平成26年3月に改正し、年度末の事業完了報告時に収支の詳細が分かる収支決算書及び領収書を添付させるなど、より厳密な収支を把握し、経営状況を確認できるようにした。

(措置内容の検討及び結果)

岡山市公衆浴場業経営安定化補助金交付要綱及び令和6年度補助事業完了確認報告書等を閲覧した。

岡山市公衆浴場業経営安定化補助金交付要綱第9条において、後期（10月から3月までの半期）の事業完遂届には収支決算書、1日当たりの入浴人員申告書及びその他市長が必要と認める書類、を提出しなければならないと規定されていることを確認した。

また、令和6年度の事業完遂届に収支決算書が添付されていることを確認した。

(13) 指摘13

補助金等名称	児童クラブ補助金
所管部署	岡山っ子育成局こども企画総務課
報告書ページ	85
指摘事項	児童クラブのサービス水準に公平性を担保すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	

所管課	岡山っ子育成局地域子育て支援課（こども企画総務課）
措置内容	平成27年度から、経理事務や運営方法及び育成支援のアドバイスを行う嘱託員の導入を開始しており、平成28年1月からは、活動アドバイザー2名、経理アドバイザー2名を配置し、各児童クラブの提供サービスの平準化を行っている。

（措置内容の検討及び結果）

以下の理由により令和6年度のアドバイザーの配置実績はないとの回答を得たため、措置内容の検討はできなかった。引き続き均一なサービス水準の維持のための施策を継続されたい。

「児童クラブのサービス水準を平準化するため、令和2年度より市立移行を進めたことにより、該当の各アドバイザーについては、令和2年度より配置していないため。

市立クラブへの移行後は、各クラブでの経理事務は無くなり、岡山市や運営委託先の公益財団法人岡山市ふれあい公社が経理事務を行っている。また、岡山市から運営委託先へ小学校OB職員を派遣する等して、活動アドバイザー業務を行っている。

※令和7年4月1日時点では市立67クラブ、運営委員会18クラブ。

運営委員会のままの18クラブは、各自の判断で市立へ移行していない。」

（14）指摘14

補助金等名称	岡山市青少年育成協議会補助金、青少年健全育成地域教育懇談会補助金
所管部署	岡山っ子育成局こども企画総務課
報告書ページ	90
指摘事項	補助金額の根拠を要綱上明確にすべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	岡山っ子育成局こども企画総務課
措置内容	平成26年度から要綱に各補助金の対象経費及び算定根拠について明示した。

（措置内容の検討及び結果）

現行の「岡山市青少年育成協議会補助金交付要綱」及び「青少年健全育成地域教育懇談会促進事業補助金交付要綱」を閲覧し、補助金額の算定根拠が記載されていることを確認した。

（15）指摘15

補助金等名称	幼児教育センター補助金
--------	-------------

所管部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課
報告書ページ	95
指摘事項	補助金額の算定根拠が合理的でない
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課
措置内容	<p>幼児教育センターの幼稚園部分を受け持っている補助対象事業者の学校法人が、平成28年度末で幼児教育センターの運営から撤退する予定であり、当幼児教育センター補助金は平成28年度末をもって廃止されることとなった。</p> <p>なお同センターは、現在センターの保育園部分を担っている社会福祉法人を母体に、幼保連携型認定こども園に移行する予定である。</p>

(措置内容の検討及び結果)

当該補助金は平成28年度末をもって廃止されていることから、措置内容の検討は省略した。

(16) 指摘16

補助金等名称	住宅用太陽光発電システム設置等補助金
所管部署	環境局環境保全課
報告書ページ	116
指摘事項	稼働実績報告の入手を徹底すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	環境局環境保全課
措置内容	<p>定期報告書未提出者の1,118人分については既に督促を行い、平成27年9月30日現在904人分を回収している。残りの未提出者については、平成24年度補助事業者の平成26年度未報告分及び平成25年度補助事業者未報告分と共に順次、督促を行っており、引き続き回収に努めることとする。</p>

(措置内容の検討及び結果)

上記補助事業は平成26年に終了していることから、措置内容の検討は省略した。

(17) 指摘17

補助金等名称	勤労者福祉事業費補助金
所管部署	経済局産業振興・雇用推進課

報告書ページ	119
指摘事項	剰余金の取り扱いについて返還を含めて検討すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	経済局産業振興・雇用推進課
措置内容	補助終了後の活動・決算の状況を把握した結果、市補助金に依存しない形での活動を継続しており、また、繰越金も減少しており返還の必要はないものとする。

(措置内容の検討及び結果)

平成24年度で補助金制度が終了しているため、措置内容の検討は省略した。

(18) 指摘18

補助金等名称	勤労者福祉事業費補助金
所管部署	経済局産業振興・雇用推進課
報告書ページ	120
指摘事項	中身の検証ができない項目が含まれている場合には、当該項目への支出に対する補助の妥当性について検討すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	経済局産業振興・雇用推進課
措置内容	各団体へ資料の提出を求め、内容の詳細を把握し、要綱の趣旨に見合うものと確認した。今後においても、交付金の詳細を十分に把握し、妥当性も含め検証していく。

(措置内容の検討及び結果)

令和7年度岡山地区労働者福祉協議会補助金の交付決定に関する資料及び岡山地区労働者福祉協議会の2024年度決算報告を閲覧した。

支出内容についてその中身の検証ができないような項目は見受けられなかった。

適正に措置がなされている。

(19) 指摘19

補助金等名称	岡山市企業立地促進奨励金
所管部署	経済局産業振興・雇用推進課
報告書ページ	124
指摘事項	申請の実務実態と合致する要綱とすべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	経済局産業振興・雇用推進課

措置内容	<p>企業立地促進奨励金と人材確保奨励金の交付申請に係る手続きについて、同時申請ができるように、今までは交付申請様式を企業立地促進奨励金と人材確保奨励金でそれぞれ交付申請様式が分かれていたものを一つの様式に統一し、また人材確保奨励金の交付申請に必要であった添付書類を添付不要にした。（岡山市企業立地促進奨励金交付要綱第10条を改正。（平成26年4月1日施行））</p> <p>人材確保奨励金の要件及び審査の流れについては、従前のおりて企業立地促進奨励金の適用をうけたものに対し人材確保奨励金を交付する。</p>
------	---

(措置内容の検討及び結果)

現行の「岡山市企業立地促進奨励金交付要綱」を閲覧したところ、第12条において、交付申請の添付書類に企業立地促進奨励金に係る確定通知書の写しは含まれていなかった。

また、奨励金交付申請書の様式を閲覧したところ、企業立地促進奨励金と人材確保奨励金とが含まれていた。

適正に措置がなされている。

(20) 指摘20

補助金等名称	土地開発公社利子補給金
所管部署	都市整備局都市計画課
報告書ページ	134
指摘事項	<p>公社が先行取得している土地の買戻しを実現し、早急に利子補給を縮減していくべきである</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	都市整備局都市計画課
措置内容	<p>公社用地について、貸駐車場（平成26年度より）の運営を開始しており、財政負担の軽減に努めているところである。</p> <p>また、公社の借入先についても令和3年3月より外部金融機関から岡山市へ変更しており、利子補給は発生していない。</p>

(措置内容の検討及び結果)

令和3年3月より借入先を岡山市へ変更しているため、措置内容の検討は省略した。

(21) 指摘21

補助金等名称	井原鉄道基盤設備維持費補助金
所管部署	都市整備局街路交通課
報告書ページ	137
指摘事項	補助金の必要性について検討すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	都市整備局交通政策課（街路交通課）
措置内容	J R 吉備線の L R T 化の検討については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、基本計画策定に遅れが生じているところであり、整備方針等が定まっていない状況であることから、引き続き検討の進捗を踏まえて、井原線に対する補助金のあり方を整理することとする。

(措置内容の検討及び結果)

令和4年度の岡山市包括外部監査において、「井原鉄道株式会社」に関して以下の言及がなされている。

「現在の状況はモラトリアム期間であり、コロナ禍明けにおいて早期に吉備線 L R T 構想の全体像をまとめるとともに、同法人に対する岡山市の関与方針を決定すべきであろう。」

現状、L R T 構想は新型コロナウイルス感染症の影響により協議が中断されて以降、協議の再開に向けた協議は行われているものの、再開の見通しは立っていない。

岡山市は、「J R 吉備線の L R T 化の検討については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、基本計画策定に遅れが生じているところであり、整備方針等が定まっていない状況であることから、引き続き検討の進捗を踏まえて、井原線に対する補助金のあり方を整理することとする。」としているが、いつになるか不明の状況である。

L R T 化の協議の遅れに伴い、従来の補助金を支出し続けるのではなく、現状を踏まえて改めて当該補助金のあり方を検討することが望ましい。

(22) 指摘22

補助金等名称	岡山市小学校体育連盟助成金
所管部署	教育委員会保健体育課
報告書ページ	140
指摘事項	助成金金額を見直す必要がある
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	教育委員会保健体育課
措置内容	実地調査により、岡山市小学校体育連盟が行っている各事業に

	ついて精査した。また、詳細な事業計画・予算案を立て、事業趣旨に沿った支出となるように指導した。今後も、事業報告を受けの際に領収書等の精査をし、補助金の適正な執行がなされるよう指導監督していく。
--	--

(措置内容の検討及び結果)

保健体育課が令和6年度岡山市小学校体育連盟助成金に関連する会計書類等を精査した結果と、岡山市小学校体育連盟本部への指導内容が記載された書類を閲覧し、適切に指導監督が行われていることを確認した。

(23) 指摘23

補助金等名称	岡山市小学校体育連盟助成金
所管部署	教育委員会保健体育課
報告書ページ	143
指摘事項	助成金金額を見直す必要がある
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	教育委員会保健体育課
措置内容	実地調査により、岡山市中学校体育連盟が行っている各事業について精査した。また、詳細な事業計画・予算案を立て、事業趣旨に沿った支出となるように指導した。今後も、事業報告を受けの際に領収書等の精査をし、補助金の適正な執行がなされるよう指導監督していく。

(措置内容の検討及び結果)

保健体育課が令和6年度岡山市中学校体育連盟助成金に関連する会計書類等を精査した結果と、岡山市中学校体育連盟本部への指導内容が記載された書類を閲覧し、適切に指導監督が行われていることを確認した。

適正に措置がなされている。

(24) 指摘24

補助金等名称	指定文化財等の保存事業補助金
所管部署	教育委員会文化財課
報告書ページ	149
指摘事項	補助対象事業者の財政状態を踏まえた補助金の支給とすべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	

所管課	教育委員会文化財課
措置内容	補助申請受理の際に、条例に照らして適否を判断し、文化財課の意見を付した後に交付決定することとした。

(措置内容の検討及び結果)

「市指定重要文化財 吉備津彦神社随神門保存修理に関する担当課所見」を閲覧した。

「(文化財の)所有者がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合とはどのような場合か」は明らかにはなっておらず、市の負担軽減の検討内容は確認できなかったが、補助事業の適正性についての見解が書面として残されていることを勘案し、改善済とする。

(25) 指摘25

補助金等名称	岡山県市長会負担金
所管部署	政策局政策企画課
報告書ページ	153
指摘事項	岡山県市長会の負担金の定期的な見直しについて検討すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	政策局政策企画課
措置内容	岡山県市長会に対し、従前より負担金の見直し要請を行っていたところ、平成26年度から一定の減額がなされたところである。 今後とも指摘を踏まえ、負担金が必要最低限の金額になっているか等について、定期的に状況を確認し、必要に応じて見直しが行われるよう要望していく。

(措置内容の検討及び結果)

岡山市によれば、負担金が必要最低限の金額になっているかについて、毎年度岡山県市長会が提示する決算資料等で確認しているとのことである。

また、平成25年に8,118,000円であった負担金は令和7年に5,366,000円に減少している。

詳細な支出項目は確認していないが、改善済とする。

(26) 指摘26

補助金等名称	おかやま国際音楽祭開催負担金
所管部署	市民局文化振興課

報告書ページ	156
指摘事項	具体的な経費がわかる根拠資料を入手して確認すべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	市民局文化振興課
措置内容	平成25年度決算分について、事務局である市スポーツ・文化振興財団に対し、制作手数料の内訳や根拠資料を提出するよう指導し、資料の確認を行った。

(措置内容の検討及び結果)

補助事業終了しているとのことであり、措置内容の検討は省略した。

(27) 指摘27

補助金等名称	岡山市消防団運営交付金
所管部署	消防局消防企画総務課
報告書ページ	183
指摘事項	交付対象経費として不適当なものは控えるべきである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	消防局消防企画総務課
措置内容	平成26年4月から9月までの分団長宛定期郵送便に適正執行についての文書を同封し、平成26年5月21日開催の分団長会議で直接指導を行った。 また、平成26年6月28日の今年度分運営交付金支給時に文書指導を実施、平成26年11月26日開催予定の分団長会議でも適正執行について指導を継続する。

(措置内容の検討及び結果)

岡山市は1ヶ月に1度を目安に、「運営交付金適正執行について」という書面を全分団長に送付している。

「運営交付金適正執行について」を閲覧し、指導は適正に行われているとの心証を得た。

(28) 指摘28

補助金等名称	岡山市消防団運営交付金
所管部署	消防局消防企画総務課
報告書ページ	183
指摘事項	交付対象経費の妥当性を判断する情報を記載するよう指導すべ

	きである
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	消防局消防企画総務課
措置内容	<p>平成26年4月から9月までの分団長宛定期郵送便に適正執行についての文書を同封し、平成26年5月21日開催の分団長会議で直接指導を行った。</p> <p>また、平成26年6月28日の今年度分運営交付金支給時に文書指導を実施、平成26年11月26日開催予定の分団長会議でも適正執行について指導を継続する。</p>

(措置内容の検討及び結果)

岡山市は1ヶ月に1度を目安に、「運営交付金適正執行について」という書面を全分団長に送付している。

「運営交付金適正執行について」を閲覧し、指導は適正に行われているとの心証を得た。

## 第4章 監査の結果

### 1. 監査の結果の概要

#### (1) 監査の結果の記載方法

監査の結果として識別された事項について、合規性・効率性・有効性に関して、岡山市として改善すべき重要事項と判断したものについては「指摘」、著しい問題はないが、岡山市として改善が望ましい事項と判断したものについては「意見」として記載している。

#### (2) 指摘及び意見の件数

監査の結果、発見された指摘及び意見の件数は以下のとおりである。

	指摘	意見	合計
監査の結果（総論）	1	3	4
監査の結果（各論）	58	74	132
合計	59	77	136

### 2. 指摘及び意見の一覧

監査の結果、発見された指摘及び意見の一覧は以下のとおりである。

	所管課	補助金等の名称	監査の結果 (個数)	
			指摘	意見
	監査の結果（総論）		1	3
	監査の結果（各論）			
1	危機管理室	岡山市自主防災組織等育成事業費補助金	1	—
2	政策部	地域の未来づくり推進事業補助金	1	2
3	事業政策課	地域おこし協力隊活動補助金	—	2
4	市民協働部	岡山市移住支援金	—	—
5	市民協働企画総務課	岡山市町内会集会所新築等補助金	—	1
6	市民生活部	防犯連合会活動費補助金	—	1
7	生活安全課	防犯灯設置費補助金	—	1

	所管課	補助金等の名称	監査の結果 (個数)	
			指摘	意見
8	保健福祉部 医療政策推進課	岡山県南東部病院群輪番制病院等運営 費補助金	1	1
9	高齡福祉部	岡山市敬老会補助金	1	1
10	高齡者福祉課	軽費老人ホーム事務費補助金	1	1
11		岡山市地域医療介護総合確保基金事業 費補助金	1	1
12		地域介護・福祉空間整備等施設整備事 業費補助金	2	1
13	高齡福祉部 事業者指導課	岡山市地域医療介護総合確保基金事業 費補助金（定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所整備費補助金）	—	2
14		岡山市地域医療介護総合確保基金事業 費補助金（定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所開設準備経費補助金）	—	2
15		岡山市地域医療介護総合確保基金事業 費補助金（看護小規模多機能型居宅介 護事業所等整備分）	—	2
16		地域介護・福祉空間整備等施設整備事 業費補助金	8	1
17		新型コロナウイルス感染拡大防止対策 支援事業費補助金	—	2
18	障害・生活福祉部	障害者福祉施設整備費補助金	—	1
19	障害福祉課	障害児通所支援事業所送迎用車両安全 装置設置支援事業等補助金	—	1
20	障害・生活福祉部 生活保護・自立支援課	居住生活移行支援事業費補助金	2	1
21	健康衛生部 保健管理課	岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健 康診査費償還払	4	2
22		岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応 援金	1	2
23	保健所 感染症対策課	定期予防接種助成金	1	2

	所管課	補助金等の名称	監査の結果 (個数)	
			指摘	意見
24	子育て支援部 こども福祉課	児童家庭支援センター運営費補助金	－	2
25		子どもの居場所づくり等促進事業費補助金	－	2
26		岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金	2	1
27	保育・幼児教育部 保育・幼児教育課	私立認定こども園特別運営費補助金	－	2
28		私立保育所特別運営費補助金	－	2
29		看護師等加配助成事業費補助金	－	2
30		民間保育士等処遇改善事業補助金	－	－
31		保育支援者配置助成事業費補助金	－	1
32		アレルギー児対応調理員等加配助成事業費補助金	－	1
33		保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金	－	1
34	保育・幼児教育部 こども園推進課	岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（民営化推進事業費）	1	－
35		岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（子ども・子育て推進事業（特））	3	1
36	環境部 環境保全課	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	3	－
37	環境部 ゼロカーボン推進課	スマートエネルギー導入促進事業補助金	1	－
38	商工部 産業振興課	商工会議所商工会経営改善事業補助金	1	2
39		岡山市中小企業支援事業費補助金	－	1
40		岡山市商店街振興対策事業補助金	－	4
41		I o T ・ A I 等先端技術導入支援事業費補助金	－	2
42		岡山市再投資・拠点強化促進奨励金	－	1
43		岡山市物流施設誘致促進奨励金	－	2
44		岡山市 I T ・ デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金	－	2

	所管課	補助金等の名称	監査の結果 (個数)	
			指摘	意見
45	農林水産部 農林水産課	狩猟による捕獲促進事業費補助金	－	1
46	農林水産部	新規就農者確保事業費補助金	1	－
47	農林水産課	新規就農者育成総合対策助成金	1	2
48	農林水産部 農村整備課	浚渫藻刈交付金	2	1
49- 1	都市・交通部 交通政策課	岡山市ユニバーサルデザインタクシー 導入促進補助金	1	－
49- 2		岡山市路面電車整備事業補助金(維持事 業)	－	1
50		岡山市路面電車整備事業補助金(延伸環 状化事業)	－	1
51		御津・建部コミュニティバス運行補助 金	－	1
52		岡山市乗合タクシー運行補助金	1	1
53	都市・交通部 市街地整備課	岡山市市街地再開発事業等補助金	1	2
54	住宅・建築部	住宅・建築物耐震改修等補助金	6	2
55	建築指導課	空家等適正管理支援事業費補助金	10	1
56	住宅・建築部 住宅課	岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業 費補助金	－	2

### 3. 監査の結果（総論）

#### （1）補助金等の終期の設定について【意見1】

交付開始から長期間にわたり継続している補助金等の割合が高いが、制度創設時に想定された行政目的が現在においても妥当であるか、また補助金による効果が十分に発現しているかについて、定期的かつ実質的な検証が行われているとは認められない。

補助金等は、本来、特定の政策目的を達成するための時限的な行政手段であり、社会経済情勢や事業環境の変化を踏まえ、不断に見直されるべきものである。

しかしながら、終期が設定されないまま補助金等が長期間継続されることにより、事業の自立を阻害するとともに、補助金等交付の既得権化や財源配分の硬直化を招くおそれがある。

このため、補助金等の交付に当たっては、原則として終期を設定した上で、当該期間内における成果目標及び評価指標を明確化し、終期到来時には、事業効果を踏まえて継続、見直し又は廃止の判断を行う仕組みの整備を検討されたい。

#### （2）客観的な成果指標の設定について【意見2】

補助金等交付の目的は示されているものの、多くの補助金についてその目的がどの程度達成されたかを測定するための具体的な成果指標が設定されていない。

補助金等は、行政目的の達成状況を客観的に把握し、その有効性や効率性を検証することが求められるが、成果指標が設定されていない場合、補助金等交付の妥当性を検証することが困難となり、結果として補助金が漫然と継続されるおそれがある。

このため、補助金等の交付に当たっては、政策目的に対応した定量的又は定性的な成果指標をあらかじめ設定するとともに、当該指標に基づき、事業実施後の成果を検証し、その結果を次年度以降の交付判断や制度見直しに反映させる仕組みの整備を検討されたい。

#### （3）補助金等に関する全庁的な指針の策定について【意見3】

岡山市における補助金等の制度運用について確認したところ、補助金等に関する規定は、岡山市補助金等交付規則及び補助金等ごとに定められた要綱に限られている。

そのため、各補助金等の交付に関し、各所管課がそれぞれの判断に基づき制度設計及び運用を行っており、補助金等の創設、継続、見直し及び廃止に関する考え方や手続について、全庁的に統一された指針が十分に整備されているとは認められない。

このような状況では、補助金等ごとに制度設計や運用にばらつきが生じやすく、終期が設定されないまま長期間継続する補助金等や、成果指標が明確でない補助金等が多く存在する要因の一つとなっていると考えられる。

補助金等は、多額の公金を支出する制度であることから、その交付に当たっては、透明性、公平性及び説明責任を十分に確保する必要がある。

このため、補助金等については、創設時の検討事項、目的及び効果指標の設定、終期の設定、評価及び見直しの方法等を整理した全庁的な指針を作成し、これに基づき一貫した運用を行う体制の整備を検討されたい。

なお、他の自治体では、大阪市、神戸市、西宮市、堺市、福岡市、福山市等で全庁的な指針が制定されている。

以下に大阪市、神戸市、福山市が制定している補助金についての全庁的な指針等の概要を以下に記載する。是非、参考とされたい。

(大阪市「補助金等のあり方に関するガイドライン」)

補助金等について普段の見直しを進めていくための具体的な仕組みを検討し、取りまとめたものである。

厳しい財政状況を受け、必要性・妥当性・有効性・公平性という4つの視点から、補助金等のあり方を見つめなおすこととしている。

具体的には、補助率の上限設定や、終期設定、公募制の積極的な導入といった具体的な見直し基準を定めている。

さらに、「補助金等見直しチェックシート」を用いた定期的な自己評価や積極的な情報公開を定めている。

(神戸市「補助金見直しガイドライン」)

神戸市の補助金に対する考え方を明確に示し、全市的な見直しの統一基準として作成されたものである。

公益性をはじめとした5つの視点から、市民からの理解を得られる適切な内容であるか検証を行い、適切でない場合は、廃止・整理統合を含め補助金のあり方を検討すべきとしている。

適切な成果指標（アウトカム指標）の設定と随時必要な改善や見直しの実施、団体運営費補助の原則廃止、原則として公募による交付先の選定、5年ごとの継続的な検証等を定めている。

(福山市「福山市補助金適正化ガイドライン」)

補助金を支出の目的や性質によって7つの種類に分類し、それぞれの特性に応じた点検や改善のあり方を示している。

補助金の制度設計として、要綱への記載事項、補助率の上限の原則、公募を原則とすること、終期の設定とサンセット方式の採用等を定めている。

また、補助金の検証・見直しとして、実績報告、成果指標に基づく定期的な検証と見直し、補助金チェックシートを用いたセルフチェックの実施を通じたPDCAサイクルを示している。

#### (4) 岡山市暴力団排除基本条例に基づく対応について【指摘1】

岡山市は岡山市暴力団排除基本条例において、財政的援助の制限として、第10条において「本市は、暴力団の活動における資金源とならないようにするため、暴力団及び暴力団員に対する補助金等の交付、資金の貸与等の財政的援助について、必要な制限を設けることとする。」と定めている。

一方、岡山市補助金等交付規則には暴力団の排除等に関する直接的な定めはない。そのため、暴力団の排除のための対応については、各補助金等の要綱に委ねられているのが現状である。

ここで、「4. 監査の結果（各論）」に記載の通り、各補助金等の要綱について、暴力団の排除に関する定めがないものが散見された。

また、岡山市暴力団排除基本条例 第10条にある「必要な制限」がどのような制限なのか具体的に明記されておらず、必要な対応にばらつきが生じる恐れがある。

そのため、補助金等の交付における暴力団への対応について、岡山市補助金等交付規則への明記や各要綱への記載事項の統一化等、岡山市暴力団等排除基本条例に基づく統一的な対応を整備すべきである。

#### 4. 監査の結果（各論）

##### （1）岡山市自主防災組織等育成事業助成金

###### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市自主防災組織等育成事業助成金		
補助金等の所管課	危機管理室		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市自主防災組織等育成事業助成金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	33,100千円	32,650千円	26,100千円
	12,661千円	14,977千円	14,404千円

（出典：所管課からの調査票回答）

###### ② 監査の結果

###### 【指摘2】

岡山市自主防災組織等育成事業助成金交付要綱には、助成対象となる自主防災組織、学区（地区）防災組織等から暴力団及びその関係者を排除するための規定（いわゆる暴力団排除条項）が明記されていない。

本要綱では、単位町内会・連合町内会を基礎とする地域組織を助成対象としているものの、当該組織が反社会的勢力と関係を有しないことを確認する手続や、暴力団関係者が関与した場合の取扱いについて制度上の定めがない状況である。

地域防災力の向上という高い公益性を有する事業において、暴力団排除条項が未整備である場合、自主防災組織や学区（地区）防災組織に反社会的勢力が関与するリスクが制度上排除されず、助成金を通じて反社会的勢力の活動基盤整備に資する結果となるおそれがある

補助金等の交付に関する他制度との整合性や、岡山市暴力団排除基本条例等の趣旨を踏まえ、本要綱においても、助成対象となる自主防災組織・学区（地区）防災組織が暴力団及びその関係者でないことを要件として明文化することや必要に応じて、反社会的勢力と関係を有しない旨の誓約書等の提出を求めること、暴力団関係者の関与が判明した場合の助成金交付決定の取消し・返還等の取扱いを規定することなどにより、反社会的勢力排除の仕組みを制度上明確に位置付けることが望まれる。

##### （2）地域の未来づくり推進事業補助金

###### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	地域の未来づくり推進事業補助金		
補助金等の所管課	政策局 政策部 事業政策課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域の未来づくり推進事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	172,000千円	172,000千円	151,000千円
	15,266千円	33,385千円	5,748千円

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【指摘3】

補助金交付要綱第18条に、「補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、地域密着型団体に対し、当該事業の完了前に補助金の一部を交付することができる。」と規定されているが、前金払が必要である理由を明確にするために、地域の未来づくり推進事業補助金交付請求書（様式第20号）に当該理由を記載する項目を追加することが必要である。

### 【意見4】

申請件数が予算編成時に想定していた件数よりも少なく、直近3年度で予算額と決算額に大きな乖離がある（令和6年度：予算151,000千円⇔実績5,748千円）。地域課題を解決するビジネスに興味を持ち、検討したいと考える方々から相談があるものの、地域課題の把握やビジネスアイデアの創出、具体的な事業計画の作成などのハードルにより計画作成に至っておらず、令和6年度の新規申請件数及び新規事業開始件数は0件である。

本補助金を廃止する予定がないのであれば、補助金の利用状況が向上しない要因を把握することが望まれる。

### 【意見5】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

## （3）地域おこし協力隊活動補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	地域おこし協力隊活動補助金		
補助金等の所管課	政策局 政策部 事業政策課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10,000千円	8,000千円	12,000千円
	833千円	2,000千円	—

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【意見6】

令和6年度に交付実績はなく、予算(12,000千円)が未消化のままとなっている。現在、募集予定の地域の受入団体と調整を行っており、募集開始時期・募集人数等についても、地域の受入団体と検討を行っているが、令和7年9月末時点で申請までには至っていない。

本補助金を廃止する予定がないのであれば、補助金の利用状況が向上しない要因を把握することが望まれる。

### 【意見7】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

## （4）岡山市移住支援金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市移住支援金		
補助金等の所管課	市民協働局 市民協働部 市民協働企画総務課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市移住支援金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	11,300,000円	9,500,000円	11,600,000円
	10,600,000円	9,000,000円	8,700,000円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

指摘又は意見として記載すべき事項は識別されなかった。

(5) 岡山市町内会集会所新築等補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市町内会集会所新築等補助金		
補助金等の所管課	市民協働局 市民協働部 市民協働企画総務課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市町内会集会所新築等補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	37,000,000	37,000,000	34,000,000
	19,994,900	19,752,800	17,429,700

(出典：所管課からの調査票回答)

② 監査の結果

【意見8】

当該補助金の成果を測定する指標が設けられていない。

当該補助金は昭和51年度に創設され長期間にわたって運用されており、補助金の終期についても定められていない。また当該補助金の成果を測定する指標についての設定もされていない状況である。しかしながら、当該補助金については、今後も継続していくのであれば、その必要性や成果を測定する指標の設定について改めて検討することが望ましい。

(6) 防犯連合会活動費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	防犯連合会活動費補助金		
補助金等の所管課	市民協働局 市民生活部 生活安全課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	防犯連合会活動費補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	12,568,000円	12,568,000円	12,568,000円
	12,568,000円	12,565,000円	12,563,658円

(出典：所管課からの調査票回答)

② 監査の結果

【意見 9】

補助金の交付額については、過去3年間にわたって予算額は一定であり交付額もほぼ変動がない一方で、最低賃金やエネルギー価格の上昇、その他物価の高騰を受け事業経費は増加しているものと考えられる。しかし、独自の財源に乏しい防犯連合会においては事業費の大部分を本補助金で賄う状態となっていることから、物価の上昇局面にあつて補助金の金額に変更がない場合には、事業活動の規模が縮減されることになると考えられる。

したがって、岡山市においても防犯連合会の活動を補助するに十分な金額が交付されているかについての検討を行うことが望まれる。

(7) 防犯灯設置費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	防犯灯設置費補助金		
補助金等の所管課	市民協働局 市民生活部 生活安全課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市防犯灯設置等補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	30,000,000円	30,000,000円	30,000,000円
	3,800,000円	3,970,000円	5,375,300円

(出典：所管課からの調査票回答)

② 監査の結果

【意見 10】 補助限度額の見直しについて

本補助金の要綱で定める補助率は10/10又は2/3となっているものの、閲覧した事例においては、実際に町内会が支出した工事費等に対する補助率は30%から40%程度と要綱に定める補助率と大幅な乖離が生じていた。補助金の交付に際しては、必ずしも要綱に定められた補助率と実際の補助率が近似するものではないものの、補助金を交付する目的に鑑みると、大幅な乖離が生じないように、適時に補助限度額の見直しが行われることが望まれる。

なお、岡山市では令和7年度より補助金の上限額を以下のように見直し、改善が図られている。

設置形態の区分	補助対象経費	補助率	限度額
---------	--------	-----	-----

既存の電柱等に新たに防犯灯を設置するもの	灯具一式費用 設置工事費	10／10	20,000円
新たに専用柱を設置し、当該専用柱に新たに防犯灯を設置するもの	専用柱新設に係る工事費 灯具一式費用 設置工事費	2／3	110,000円
既存の防犯灯を取り替えるもの	灯具一式費用 取替工事費（支柱の取り替えに係る経費は含まない。）	10／10	20,000円

(8) 岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 保健福祉部 医療政策推進課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	35,509千円	35,691千円	35,509千円
	35,412千円	35,595千円	35,455千円

(出典：所管課からの調査票回答)

② 監査の結果

【指摘4】

補助事業への協力に関して必要な経費について、実績報告書には金額(100万円)と内訳の記載はあるものの、根拠資料の提出が求められていない。

実態把握のため、根拠資料(発生日、金額のわかる資料)の提出を求める必要がある。具体的には、執行会議や理事会の議事録、職員の執務記録、その他外部業者からの請求書などである。

【意見11】

岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金交付要綱で設定した単価は平成19年度以降、更新されていない。物価高等、取り巻く経済状況が大きく変化していると思われるため、医療機関や各医師会の意見等を確認しながら協議することが望ましい。

## (9) 岡山市敬老会補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市敬老会補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市敬老会補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	75,312千円	79,921千円	83,000千円
	55,825千円	68,154千円	69,631千円

(出典：所管課からの調査票回答)

### ② 監査の結果

#### 【指摘5】

岡山市敬老会補助金交付要綱には暴力団排除条項がない。

本要綱には、補助事業者の適格性に関する規定として、市税完納要件や過去の交付取消しに関する規定が設けられているものの、暴力団又は反社会的勢力の排除に関する規定（いわゆる暴力団排除条項）が設けられていない。

近年、国及び多くの地方公共団体において、補助金・委託契約等の公金支出に際しては、反社会的勢力の関与を排除する規定を明文化することが一般的となっている。

しかしながら、本要綱ではこれらの規定が明示されておらず、補助金の交付対象者に暴力団等が関与する事態を事前に排除する仕組みが不十分であると認められた。

本要綱中に暴力団排除条項を明文化する等、適切な対応を講ずることが望まれる。

#### 【意見12】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

本補助金は、地域における高齢者の長寿を祝い、交流機会を確保することを目的として、町内会等が実施する敬老会の開催に対し補助金を交付するものである。しかし、制度の運用において、事業効果を把握するための指標（KPI）が設定されておらず、事務事業評価が実施されていない。

高齢化が進む中、地域での高齢者支援・孤立防止・交流促進は市の重要施策と位置付けられている。本補助金によって、高齢者の参加率、地域の見守り・交流機能の強化、自治会活動への波及効果等がどの程度実現しているのか、一定の指標に基

づき評価されることが望ましい。

#### (10) 軽費老人ホーム事務費補助金

##### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	軽費老人ホーム事務費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市軽費老人ホーム（ケアハウス）のサービスの提供に要する費用補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	449,370千円	462,940千円	481,000千円
	442,310千円	458,417千円	469,630千円

（出典：所管課からの調査票回答）

##### ② 監査の結果

###### 【指摘6】

岡山市軽費老人ホーム（ケアハウス）のサービスの提供に要する費用補助金交付要綱には暴力団排除条項がない。

本要綱には、補助事業者の適格性に関する規定として、市税完納要件や過去の交付取消しに関する規定が設けられているものの、暴力団又は反社会的勢力の排除に関する規定（いわゆる暴力団排除条項）が設けられていない。

近年、国及び多くの地方公共団体において、補助金・委託契約等の公金支出に際しては、反社会的勢力の関与を排除する規定を明文化することが一般的となっている。

しかしながら、本要綱ではこれらの規定が明示されておらず、補助金の交付対象者に暴力団等が関与する事態を事前に排除する仕組みが不十分であると認められた。

本要綱中に暴力団排除条項を明文化する等、適切な対応を講ずることが望まれる。

###### 【意見13】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

本補助金は、軽費老人ホーム（ケアハウス）の利用者負担を軽減し、高齢者が継続的に安心して生活できる環境を確保することを目的として交付されている。しかしながら、要綱及び運用において、補助金の効果測定を行うための具体的な指標（KPI）が設定されておらず、事業成果の達成状況を検証するための事務事業評価が実施されていない。

補助金は公金の支出である以上、その支出が目的に照らして適切な効果を生んでいるかを検証する仕組みが不可欠である。特に、軽費老人ホーム事業は利用者の生活基盤確保に直結する福祉事業であることから、利用者負担の軽減効果、サービス提供の質の維持、施設運営の安定性等について、定量的・定性的な観点から評価する体制の整備が必要と考えられる。

#### (11) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金

##### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	93,002千円	102,003千円	23,856千円
	27,361千円	(現年) 0 (令和4年繰越) 56,575千円	(現年) 22,447千円 (令和5年繰越) 99,384千円

(出典：所管課からの調査票回答)

##### ② 監査の結果

###### 【指摘7】

岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)交付要綱には暴力団排除条項がない。

本補助金は、介護施設等の整備を促進し、地域医療・介護提供体制の確保を図るために交付されるものであり、事業を実施する法人は施設整備という公共性の高い事業を担う立場にある。しかしながら、本要綱においては、補助事業者が暴力団又はその他の反社会的勢力と関係を有しないことを確認するための「暴力団排除条項」が規定されていない。

国及び他自治体においても、補助金・委託契約・指定管理者制度等において暴力団排除条項を明文化することが一般化している。しかし本要綱では、暴力団排除に関する明示的な条項が存在せず、補助事業者が暴力団等の影響下でないことを事前に確認する仕組みが制度上担保されていない。

施設整備補助は多額の公金支出を伴い、対象者は社会福祉法人等の公共性の高い団体に限られるとはいえ、制度的に暴力団排除を明文化しておくことは、公金支出

の透明性と適正性を確保するために不可欠である。

【意見 14】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

本補助金は、岡山市における介護施設等の整備を推進し、地域における介護提供体制の確保を目的として交付されている。事業内容は施設整備、ユニット化改修、開設準備経費、感染症対策設備の整備など多岐にわたり、地域包括ケアシステムの基盤強化に直結する重要な事業である。

しかしながら、本要綱及び運用において、補助金の成果を把握するための具体的な効果測定指標（K P I）が設定されておらず、補助事業の成果や目的達成状況を検証する事務事業評価も実施されていない。

施設整備補助は支出額が大きく、事業の実施によって

- ・介護サービス利用定員の拡大
- ・待機者の解消状況
- ・基準を満たす設備環境の整備
- ・介護人材の処遇改善・業務効率化効果
- ・感染症対策設備の整備によるリスク低減

等の成果が期待される事業であるが、これらの効果が制度として体系的に検証されていない。

現状では、工事進捗報告や完了報告により事務的な確認は行われているものの、事業目的に照らした成果がどの程度実現したのか、また翌年度以降の計画にどのように反映すべきかを評価する仕組みが構築されていない。

このため、市として補助金の投入効果を客観的に説明することが難しく、また地域医療・介護基盤整備の最適化に向けたP D C Aサイクルが十分に機能していないと考えられる。

よって、補助金の適正執行及び施策効果の最大化の観点から、

- (1) 施設整備に伴う成果指標（例：定員増の実績、整備による機能改善、感染症対策効果等）の設定
- (2) 補助事業の進捗及び成果に関する事務事業評価の導入
- (3) 評価結果を翌年度以降の整備計画や予算措置へ反映する体制の整備が望まれる。

(12) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	34,186千円	22,885千円	39,137千円
	7,125千円	(現年) 8,343千円 (令和4年繰越) 5,901千円	－千円

(出典：所管課からの調査票回答)

② 監査の結果

【指摘8】

本補助金の交付申請書に添付された事業計画書を検証したところ、「10 補助金交付申請額」に記載されている金額について、誤った記載が含まれている事例が発見された。

「補助金交付申請額」は、補助金交付決定額の算定及び審査の基礎となる重要な項目である。当該欄に記載誤りが存在することは、補助金交付決定に係る審査の正確性を損なうおそれがあり、補助金事務の適正な執行の観点から問題がある。

補助金交付申請額の記載誤りが是正されないまま事務処理が進められた場合、

- ・補助金交付額の算定誤り
- ・補助対象経費の認識相違
- ・事後的な修正や確認作業の発生

など、事務の信頼性及び効率性の低下につながるおそれがある。

補助金交付申請に際しては、

- ・事業計画書の「補助金交付申請額」について、算定根拠との整合性を十分に確認すること
- ・誤りが判明した場合には、速やかに修正を求める運用を徹底すること
- ・審査段階におけるチェック体制を強化すること

等により、申請書類の正確性を確保することが望まれる。

【指摘9】

岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱には暴力団排除

条項がない。

本補助金は、高齢者福祉施設等におけるスプリンクラー設備、防災改修、非常用自家発電設備、水害対策、給水設備、安全対策等の整備を支援することにより、高齢者等の安全確保及び福祉サービス提供体制の強化を図ることを目的としている。事業の性質上、対象となる法人は、地域福祉の中核をなす社会福祉法人等の公共性の高い事業者である。

しかしながら、本要綱においては、補助事業者が暴力団その他の反社会的勢力に該当せず、その支配・影響を受けていないことを確認するための「暴力団排除条項」が規定されていない。

国及び多くの地方公共団体において、補助金・委託契約・指定管理者制度等に暴力団排除条項を明文化することは一般化している。しかし、本要綱では、暴力団排除に関する明示的な規定が存在しないため、補助事業者やその関係者が暴力団等と関係を有していないことを、制度上明確に担保する仕組みが不十分であると認められる。これは、多額の施設整備費に係る公金支出を伴う事業であることに鑑みると、公平性・透明性及び市民からの信頼の観点から望ましい状態とはいえない。

したがって、本補助金制度の適正な運用及び公金支出に対する社会的信頼性の向上の観点から、

- (1) 本要綱に暴力団排除条項を明文化すること
- (2) 補助金申請時に反社会的勢力との関係がない旨を誓約させる書類の提出を求めること
- (3) 岡山市補助金等交付規則及び岡山市暴力団排除基本条例との整合を図ること

等の措置を講ずることが望まれる。

#### 【意見 15】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

本補助金は、岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱に基づき、高齢者福祉施設等におけるスプリンクラー設備、防災改修、非常用自家発電設備、水害対策強化、給水設備整備、安全対策強化などを支援することにより、利用者の安全性向上及び災害・事故時の事業継続性の確保を図ることを目的としている。

しかしながら、要綱及び運用の実態において、補助金の効果を測定するための具体的な指標（例：スプリンクラー等の整備率、対象施設の安全対策実施率、災害時の事業継続性に関する指標等）が設定されておらず、補助事業の成果や目的達成状況を検証する事務事業評価も実施されていない。

現行制度では、工事の完了報告や事業実績書の提出により、事務的な進捗・完了の確認は行われているものの、補助金投入によりどの程度安全性が向上したのか、

施設整備によって災害・事故時のリスクがどの程度低減したのか、どの整備メニューが効果的であったかといった点が、定量的・定性的な観点から体系的に評価されておらず、翌年度以降の事業設計や優先順位付けに十分反映されていない。

この結果、本補助金が地域の高齢者福祉・防災力の向上にどの程度寄与しているのか、市として客観的に説明することが難しく、補助金制度としてのP D C Aサイクルが十分に機能していないと認められる。

したがって、公金支出の適正性及び施策効果の最大化の観点から、

- (1) 整備事業ごとに、成果を把握するための効果測定指標（例：整備後の整備率、対象施設数、災害・事故発生時の影響度の変化等）を設定すること
- (2) これらの指標に基づき、補助事業の成果を検証する事務事業評価を実施すること
- (3) 評価結果を次年度以降の予算配分や事業メニューの見直し等に反映させる仕組みを構築すること

等が望まれる。

- (13) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備費補助金）

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備費補助金）		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	17,820千円	11,880千円	12,940千円
	－円	－円	－円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【意見16】

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）の整備計画において、補助金を交付することでサービス事業開始時の負担が軽減され事業に参入しやすくする効果はあるものの、令和6年度に交付実績はなく、予算(12,940千円)が未消化のままとなっている。なお、令和7年度は応募がなかった。

本補助金を廃止する予定がないのであれば、補助金の利用状況が向上しない要因を把握することが望まれる。

**【意見 17】**

補助金の効果測定のための指標として新設の事業所数を設けているが、補助金が活用されていないにも関わらず事業所数が増加していた。

補助金の活用ではない要因でも事業所が増加するのであれば、補助金の活用に絞った別の指標を検討することが望ましい（例えば、補助金を活用した事業所数）。

(14) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費補助金）

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費補助金）		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	42,000千円	28,000千円	30,600千円
	14,000千円	5,033千円	－円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

**【意見 18】**

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）の整備計画において、補助金を交付することでサービス事業開始時の負担が軽減され事業に参入しやすくする効果はあるものの、令和6年度に交付実績はなく、予算(30,600千円)が未消化のままとなっている。

本補助金を廃止する予定がないのであれば、補助金の利用状況が向上しない要因を把握することが望ましい。

なお、令和7年度は1件の応募があり、令和8年1月に交付申請が行われている。

**【意見 19】**

補助金の効果測定のための指標として新設の事業所数を設けているが、補助金が

活用されていないにも関わらず事業所数が増加していた。

補助金の活用ではない要因でも事業所が増加するのであれば、補助金の活用に絞った別の指標を検討することが望ましい（例えば、補助金を活用した事業所数）。

(15) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分)		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分) 交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	33,600千円	33,600千円	36,600千円
	－円	－円	－円

(出典：所管課からの調査票回答)

② 監査の結果

【意見 20】

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）の整備計画において、補助金を交付することでサービス事業開始時の負担が軽減され事業に参入しやすくする効果はあるものの、令和6年度に交付実績はなく、予算(36,600千円)が未消化のままとなっている。

本補助金を廃止する予定がないのであれば、補助金の利用状況が向上しない要因を把握することが望まれる。

【意見 21】

補助金の効果測定のための指標として新設の事業所数を設けているが、補助金が活用されていないにも関わらず事業所数が増加していた。

これは、増加した1事業所の建物が賃貸物件であったため補助金の対象外であったことが要因であるが、補助金の活用ではない要因でも事業所が増加するのであれば、補助金の活用に絞った別の指標を検討することが望ましい（例えば、補助金を活用した事業所数）。

(16) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	16,245千円	19,367千円	96,965千円
	2,045千円	4,459千円	55,860千円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【指摘10】

岡山市が作成した様式のうち、日付の欄がないものがある（以下参照）。他の様式同様に日付の欄を設けることを検討する必要がある。

- ・事業計画書（様式第2号）
- ・事業実績書（様式第7号）

【指摘11】

事業実績書（様式第7号）に記載の添付資料（工事完了を確認するに足る検査済証の写し）を必須のものではないとして入手していない事例もあった。

実績報告書を提出する際に、日付確認をより確実に行うために、添付資料に工事完了日を工事業者が証明する資料を追加することが必要である。

【指摘12】

申請及び実績報告時に、下記の資料について、一部には撮影日が記載されているが、現地確認をしない場合には、現況写真内に日付が印字されていることを要件とする必要がある。

- ・計画箇所の現況写真
- ・完成写真

【指摘13】

申請及び実績報告時に、下記の資料が添付されていないものがあった。  
添付資料として不要であれば、削除することを検討する必要がある。

- ・【申請】 工事工程表
- ・【実績報告】 各室の面積表

**【指摘 14】**

書面上の申請日より前の日付で交付申請書及び交付決定前着手届が提出されていた。

時系列を正しくするために申請日及び届出日の訂正を求める運用に変更する必要がある。

**【指摘 15】**

申請時(令和6年10月15日)に、取得日(平成27年9月24日)が直近ではない全部事項証明書(建物・土地)が提出されていた。

別途覚書等で対応しているが、原則通り直近の証明書を求める運用にする必要がある。

**【指摘 16】**

実績報告時に添付される工事費項目別内訳書のうち、現場管理費及び一般管理費について、工事総額に占める比率が25%と比較的大きいのにも関わらず、内容を把握していなかった。

具体的用途を把握し、不必要な支出がないか確認する必要がある。

**【指摘 17】**

実地調査を行う際に、調査時の現場写真撮影や立会人のサイン等の授受が行われていない。

現場にて実績報告通りであるか確認したことを立証するために、実地調査手続に追加する必要がある。

**【意見 22】**

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

(17) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金
---------	---------------------------

補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7,000千円	－千円	42,800千円
	6,820千円	－千円	－千円

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【意見 23】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になり、インフルエンザと同等となったため、令和6年度の補助金等の申請件数はゼロとなった。また、令和7年度においても令和7年9月末時点で申請はなく、令和8年度の要望調査でも要望はなかった。

本補助金の廃止に向けての検討が望まれる。

### 【意見 24】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

## (18) 障害者福祉施設整備費補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	障害者福祉施設整備費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 障害・生活福祉部 障害福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	755,630,000	640,329,000	552,304,000
	534,280,000	281,350,000	357,325,000

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【意見 25】 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について

本補助金の要綱第 11 条では、補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならないと定められている。

補助事業者において消費税の還付が生じ、岡山市に対する補助金の返還が必要となることも考えられることから、岡山市においても補助事業者が課税対象事業者であるかを事前に把握することが望ましい。

一方で現状の交付申請書類等では、補助事業者が消費税の課税事業者に該当するかといった一定の情報について特段の記載項目を設けていない。したがって、補助金の交付手続がより適切に執行されるよう、申請者の消費税の取扱いについても把握できるよう申請書等の様式の見直しが望まれる。

#### (19) 障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業等補助金

##### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業等補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 障害・生活福祉部 障害福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業等補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	59,000,000 (令和5年へ繰越)	0	11,955,000
	0	24,840,250	0

(出典：所管課からの調査票回答)

##### ② 監査の結果

###### 【意見 26】

岡山市障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業等補助金交付要綱第 5 条において、上記（ア）送迎用バスの改修支援事業は令和 4 年 9 月 5 日以降かつ令和 6 年 3 月 31 日までに導入及び支払いを完了したもの、（イ）ICT を活用した子どもの見守り支援事業及び（ウ）登降園管理システム支援事業は令和 5 年 4 月 1 日以降かつ令和 6 年 3 月 31 日までに導入及び支払いを完了したものに係る経費に限る、とされている。

岡山市では、（イ）ICT を活用した子どもの見守り支援事業及び（ウ）登降園管

理システム支援事業については令和6年度においても継続事業として本補助制度を継続していることから、補助金の要綱を適切に改正することが望まれる。

## (20) 居住生活移行支援事業費補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	居住生活移行支援事業費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 障害・生活福祉部 生活保護・自立支援課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市居住生活移行支援事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	24,000,000円	24,000,000円	24,000,000円
	18,000,000円	18,000,000円	18,000,000円

（出典：所管課からの調査票回答）

### ② 監査の結果

#### 【指摘 18】

実績報告の際に提出される決算資料について、領収書などの証憑と突合をしていない。

本要綱第11条では実績報告にかかる書類の提出を求めているが、岡山市では決算資料と領収書などの証憑について突合を行っておらず経費支出の正確性について検討がなされていない。また人件費については雇用の事実があるかどうかについても判断できる資料がないため、給与明細や賃金台帳等でその実在性を確認するとともに、事業実施に当たって活動状況がわかる資料に担当者名を記載することを求めるなど実際に事業活動に携わっているかについて確認をする必要がある。

#### 【指摘 19】

補助金の交付決定前に補助事業が開始されている。

岡山市補助金等交付規則第2条第3号では補助事業者は補助金等の交付を受け、補助事業等を行うものをいうと定義されており、交付決定を受ける前は補助事業者ではない。事業報告資料様式第12号別紙において、相談実績を閲覧した結果、交付決定日である令和6年4月11日より前の令和6年4月1日から4月10日の事業についても補助事業として含まれていることが発見された。このことは岡山市補助金等交付規則に定める補助事業者の定義に反するため是正が必要である。

#### 【意見 27】

補助金交付対象となる補助対象経費の消費税の取扱いが明確でない。

補助金等については、消費税まで補助対象としていない場合が通常であるが、本補助金では本要綱に消費税についての取扱いが明記されておらず、補助対象経費中には備品購入費用など消費税の取扱いがある経費が含まれていることから、消費税の取扱いについて本要綱に定めるなどの検討をされたい。

## (21) 岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払		
補助金等の所管課	保健福祉局 健康衛生部 保健管理課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払実施要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	21,553千円	20,309千円	20,309千円
	14,450千円	12,803千円	11,374千円

（出典：所管課からの調査票回答）

### ② 監査の結果

#### 【指摘20】

令和6年度に公費助成限度額が変更となっているが、令和6年度の岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払実施要綱は公費助成限度額が更新されていない。

適時に修正する必要がある。

#### 【指摘21】

申請内容を検討する際、医療機関の発行した領収書や明細書から各検査項目の実費がわからない場合、追加で実費を把握する手続きを行っていないため、実際には実費が限度額未満であるにも関わらず限度額で支給する場合、過大支給の可能性がある。

各検査項目の実費は確実に把握する必要がある。

#### 【指摘22】

申請内容を検討する際、各検査項目の実費と限度額を個別に比較し支給額を合計すべきところ、申請書の岡山市記入欄では各検査項目の実費の合計と限度額の合計を比較して支給額を決定しているため、限度額を超える実費と超えない実費が混在

する場合、過大支給となっている。

(ケース1)

検査項目	限度額	実費	支給額	あるべき 支給額
妊婦	5,760円	5,000円	-	5,000円
超音波	1,500円	2,310円	-	1,500円
合計	7,260円	7,310円	7,260円	6,500円

→760円の過大支給となっている。

(ケース2)

検査項目	限度額	実費	支給額	あるべき 支給額
妊婦	5,780円	5,150円	-	5,150円
GBS	3,800円	4,470円	-	3,800円
合計	9,580円	9,620円	9,580円	8,950円

→630円の過大支給となっている。

各検査項目の実費と限度額を個別に比較して支給額を算定できるように申請書の岡山市記入欄を変更するか、もしくは別の計算シートを用いて算定するかなど、正しく算定する工夫が必要である。

#### 【指摘23】

岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払実施要綱には暴力団排除条項がない。

追加する必要がある。

#### 【意見28】

受診者の配偶者が申請する場合、申請受付時に住基情報を確認し、対象者本人との続柄を確認しているが、申請者の本人確認の書類（運転免許証・健康保険証等）の提示を求めている。また、申請書の岡山市記入欄に申請者や続柄を確認したことを記入する欄がない。

申請書の岡山市記入欄に申請者や続柄を確認したことを記入する欄も設け、確実に申請者の本人確認や続柄確認をした痕跡を残すことが望ましい。

#### 【意見29】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析

する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

## (22) 岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援金		
補助金等の所管課	保健福祉局 健康衛生部 保健管理課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援事業実施要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	900,000千円	600,000千円	530,000千円
	358,550千円	773,350千円	475,200千円

（出典：所管課からの調査票回答）

### ② 監査の結果

#### 【指摘 24】

岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援事業実施要綱には暴力団排除条項がない。追加する必要がある。

#### 【意見 30】

妊婦の配偶者や親族が申請する場合、申請受付時に住基情報を確認し、対象者本人との続柄を確認しているが、申請書に申請者や続柄を確認したことを記入する欄がない。

申請書の岡山市記入欄に申請者や続柄を確認したことを記入する欄も設け、確実に申請者の本人確認や続柄確認をした痕跡を残すことが望ましい。

#### 【意見 31】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

(23) 定期予防接種助成金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	定期予防接種助成金		
補助金等の所管課	保健福祉局 保健所 感染症対策課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市定期予防接種費用助成事業実施要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8,073千円	8,073千円	14,423千円
	6,770千円	7,450千円	12,013千円

(出典：所管課からの調査票回答)

② 監査の結果

【指摘 25】 暴力団排除条項

岡山市定期予防接種費用助成事業実施要綱には暴力団排除条項がない。  
追加する必要がある。

【意見 32】

岡山市定期予防接種費用助成事業実施要綱第7条第2項では、接種日から1年以内に岡山市定期予防接種費用に係る助成金償還払い申請書（様式第2号）により助成金の交付申請をする必要があるが、申請書には接種日を記載する欄がない。

接種日から1年以内に申請されていることがわかるように、申請書に接種日を記載する欄を設けることが望ましい。

【意見 33】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

(24) 児童家庭支援センター運営費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	児童家庭支援センター運営費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 子育て支援部 こども福祉課		
補助金等の根拠法令・交付	岡山市児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要		

要綱等の名称	綱		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	17,528,000円	16,058,000円	16,042,000円
	14,248,000円	14,572,000円	13,841,000円

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【意見 34】

補助金の積算について、職員の常勤もしくは非常勤であるかなどについて、事業計画書をもって判断をしており、実態の調査がないままに補助金の交付が行われている。

補助対象経費は、交付要綱別表において定められている通りであるが、補助基準額の算定に当たっては、心理療法等を担当する職員が常勤・非常勤によって補助額が変わるものである。しかしながら常勤・非常勤については事業計画書を閲覧するのみで実際の雇用契約書との突合を実施していない状況である。

悪意を持ってすれば非常勤職員を常勤職員として申請することも可能であり、またその場合に岡山市は審査が十分でなく補助金の交付を行う可能性が高いことは改善する必要があるものと考えられる。

例えば就労の実績がわかる書類として、賃金台帳などを徴収するなど実際の勤務体系と事業計画書が整合しているかの検討を行うことなどが考えられる。

### 【意見 35】

運営費の補助金については、その内容などを十分に検討し、補助事業として継続するか、委託事業とするか改めて整理することも検討されたい。

本補助金は、児童家庭支援センターの運営についての補助金であり、補助金の対象となる経費は給与や共済費、旅費など幅広く、また、補助率についても10/10とされている。

岡山市では岡山市が認可した1者のみに本補助金を交付しており、また公募も実施されておらず継続的に補助金の交付がなされている状況である。他の自治体を調査すると、岡山市同様に補助事業としている事例と委託事業としてプロポーザル方式による事業者の選定を行っているなどの事例があった。

本補助金は終期が設定されておらず、事業の性質から重要性や必要性が相当高いことも理解できる。そのため、事業の実施主体となるべき団体を改めて整理することで、補助事業として継続していく事業であるか、又は、他の自治体のように委託事業として広く公募をかけて実施すべき事業であるかについて改めて検討されたい。

(25) 子どもの居場所づくり等促進事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	子どもの居場所づくり等促進事業補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 子育て支援部 こども福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	子どもの居場所づくり等促進事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	14,300,000円	14,300,000円	14,300,000円
	12,287,851円	10,938,629円	11,526,828円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【意見 36】

補助金交付先が消費税課税事業者の場合の取扱いについて、要綱で定められておらず、消費税相当額についても補助金の対象となっている。

本要綱では、補助対象経費として「事業に要した対象経費」として定めているが、消費税の取扱いについては特段の定めを行っていない。

交付決定先が消費税の課税事業者である場合には経費にかかる消費税は納付する消費税から差し引くものであるため消費税相当までを補助金の交付とすることは適正であるとは言えない。他の補助金では、要綱において、消費税の取扱いについて定められているものもあることから、消費税課税事業者が補助事業者に含まれる当補助金についても本要綱に定めることを検討されたい。

【意見 37】

補助対象となる経費が「事業に要した対象経費」とされており、また補助割合が10/10となっていることから、委託事業としての検討が必要である。

本補助金は食事の提供や学習支援等を行う子どもの居場所づくり等の支援活動を促進することで、貧困等の困難を抱える子どもの社会的孤立と貧困の連鎖を防ぎ、全ての子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる環境整備を図るためことが目的とされており、交付先は1団体のみが継続している状況である。また補助対象経費についても事業に要する経費とされ明確でない。

岡山市として必要な事業であるのであれば委託事業とすることも検討されたい。

(26) 岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育て局 子育て支援部 こども福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	18,700,000円	18,700,000円	14,506,000円
	1,908,000円	847,000円	10,027,000円

（出典：所管課からの調査票回答）

補助金等の名称	岡山市児童相談所等におけるICT化推進事業費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育て局子育て支援部こども福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市児童相談所等におけるICT化推進事業費補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	1,500,000円
	—	—	1,500,000円

（出典：所管課からの調査票回答）

上記のほかに3つの補助メニューがあるが、サンプル検証外のため省略する。

② 監査の結果

【指摘26】

岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金について、本要綱第11条に定められている実績報告書の提出期限を超過しているものが発見された。

岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金についてサンプルベースで補助金にかかる書類一式を閲覧したところ、A社の実績報告書について、事業完了日が令和6年11月8日、提出日が令和6年12月9日となっているものが発見された。本要綱第11条では市長が別に定める日までに提出を求めているものであるが、特段市長が別に定める日を設定しているものではないため、岡山市補助金等交付規則第16条に定められている事業完了日から20日以内に報告することが求められる。しかしながら事業完了日から20日を経過した後に提出がなされることは同規則に反しており改善が求められる。なお、当該案件については、事前に提出が遅れる旨の連絡があったため受理したとのことであるが、このような対応についてもあらかじめ

ールが必要である。

【指摘 27】

岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金交付要綱第 12 条に定める消費税の取扱いについて、確認が十分に実施されていない。

本要綱第 12 条では以下の通り定められている。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告) 第 12 条

補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

補助金の交付先として対象となる社会福祉法人等については近年、事業も多様化してきており、またインボイス制度の開始などにより消費税の課税事業者となっている可能性もあることから、交付決定先が消費税の課税事業者であるかどうかについての確認を行うように報告書等の様式を定めるなどの対応が必要である。

【意見 38】

岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金について、事業実績報告書に添付する書類に契約書の写しが含まれているにもかかわらず、その提出を求めていることが発見された。

岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金について事業実績報告書において、見積書や領収書が添付されているが契約書について入手されていなかったことからその必要性について質問したところ、令和 6 年度事業分から「施設の改修にかかる工事請負契約と賃貸借契約等をした場合に限り、契約書の写しを提出することと運用を変更した」との回答であったが、当該事案については契約書の写しが提出されていないまま補助金の交付がなされていた。運用の変更にあわせて速やかに要綱を改正することが望ましい。

(27) 私立認定こども園特別運営費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	私立認定こども園特別運営費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市私立認定こども園特別運営費補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度

の推移（直近3年）	332,000,000	345,000,000	444,000,000
	332,656,200	339,967,230	418,791,190

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【意見 39】 補助金交付額の算定について

岡山市私立認定こども園特別運営費補助金交付要綱第1条では、「子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額の水準を超えて特定教育・保育に要する経費を負担する私立認定こども園」に対し補助金を交付するとされており、補助金交付に際しては一定の要件が設けられている。同要綱第3条においても同様に、補助金の対象となる事業として、人件費や経費に関して「公定価格の水準を超えて」特定教育・保育を実施する事業と定められている。

一方で、包括外部監査の手続実施過程において市が本補助金の交付決定等において徴収している資料を閲覧したところ、要綱で定める「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているか否かの検討過程が不明瞭であった。

ここで市が実施している当補助金の交付に関して徴収している資料の一部について内容を要約すると以下のようになっている。

#### <申請時>

##### (1) 年間入園児童数計画書

各施設が計画している年間の園児数を支援法第19条各号による区分ごとに集計した資料

##### (2) 補助金等交付申請書

上記(1)で算定された各区分の年間延べ児童数に別表の対応する単価を乗じて補助金の概算額を算定した資料

##### (3) 特別運営費補助事業収支予算書

上記(2)で算定された補助金収入に対応する事業経費を記載した資料

#### <実績報告時>

補助事業の実績報告時には、(1)年間入園児童数実績報告書、(2)補助事業実績報告書、(3)特別運営費補助事業収支決算書を徴収しているが、これらは交付申請時に計画あるいは予算に基づき記載されていた児童数及び補助金の額を実績ベースに置き換えたものであり、交付申請時に徴収したものと内容は同様である。

上述の提出書類に基づく補助金の交付決定及び確定額の算定では、児童数に補助

単価を乗じた額が交付決定額になる結果となっており、「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているか否かの判断課程が明記されていない。したがって、本要綱の定めに基づき事務を行う場合には、「公定価格の水準を超えて」事業が行われているかの判断課程を明らかにすべきである。

一方で、本補助金の目的が「私立認定こども園の安定した運営の確保及び利用児童の処遇の維持向上」とされており、これを重視する場合には「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているかどうかの判断基準は必ずしも補助金の支給要件として求められるものではない。実際に、他の自治体において類似の補助金を交付する場合に、特段の要件を定めず当該自治体に設置された私立のこども園等を全て対象としている事例も見受けられる。

以上より、補助金の要綱と実際に補助金の交付手続に関して齟齬が生じないように、手続あるいは要綱の定めについて見直すことが望ましい。

#### 【意見 40】 補助対象経費の記載内容について

要綱第6条では、補助金の額は、別表に定める補助基準額に基づき算出した補助金の交付額と補助対象経費の実支出額（該当がある場合には、徴収金、寄附金その他の収入額を控除した額）を比較して、いずれか少ない方の額とすると定められている。

一方で、各施設から徴収された特別運営費補助事業収支予算書及び特別運営費補助事業収支決算書では、補助金による収入額と補助対象事業に係る費用総額が同一となるよう記載されており、実質的に補助金の交付金額と補助対象経費の実支出額とが比較されているものとは見受けられない。

したがって、補助金の要綱と実際に補助金の交付手続に関して齟齬が生じないように、手続あるいは要綱の定めについて見直すことが望ましい。

### (28) 私立保育所特別運営費補助金

#### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	私立保育所特別運営費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市私立保育所特別運営費補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	586,000,000
	—	—	569,820,920

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【意見 41】 補助金交付額の算定について

私立保育特別運営費補助金交付要綱第 1 条では、「子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 1 号に定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額の水準を超えて特定教育・保育に要する経費を負担する私立保育所」に対し補助金を交付するとされており、補助金交付に際しては一定の要件が設けられている。同要綱第 3 条においても同様に、補助金の対象となる事業として、人件費や経費に関して「公定価格の水準を超えて」特定教育・保育を実施する事業と定められている。

一方で、包括外部監査の手続実施過程において市が本補助金の交付決定等において徴収している資料を閲覧したところ、要綱で定める「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているか否かの検討過程が不明瞭であった。

ここで市が実施している当補助金の交付に関して徴収している資料の一部について内容を要約すると以下のようになっている。

#### <申請時>

##### (1) 年間入園児童数計画書

各施設が計画している年間の園児数を支援法第 19 条各号による区分ごとに集計した資料

##### (2) 補助金等交付申請書

上記 (1) で算定された各区分の年間延べ児童数に別表の対応する単価を乗じて補助金の概算額を算定した資料

##### (3) 特別運営費補助事業収支予算書

上記 (2) で算定された補助金収入に対応する事業経費を記載した資料

#### <実績報告時>

補助事業の実績報告時には、(1) 年間入園児童数実績報告書、(2) 補助事業実績報告書、(3) 特別運営費補助事業収支決算書を徴集しているが、これらは交付申請時に計画あるいは予算に基づき記載されていた児童数及び補助金の額を実績ベースに置き換えたものであり、交付申請時に徴収したものと内容は同様である。

上述の提出書類に基づく補助金の交付決定及び確定額の算定では、児童数に補助単価を乗じた額が交付決定額になる結果となっており、「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているか否かの判断課程が明記されていない。したがって、本要綱の定めに基づき事務を行う場合には、「公定価格の水準を超えて」事業が行われているかの判断課程を明らかにすべきである。

一方で、本補助金の目的が「私立保育所の安定した運営の確保及び利用児童の処

遇の維持向上」とされており、これを重視する場合には「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているかどうかの判断基準は必ずしも補助金の支給要件として求められるものではない。実際に、他の自治体において類似の補助金を交付する場合に、特段の要件を定めず当該自治体に設置された私立のこども園等を全て対象としている事例も見受けられる。

以上より、補助金の要綱と実際の補助金の交付手続に関して齟齬が生じないように、手続あるいは要綱の定めについて見直すことが望ましい。

【意見 42】 補助対象経費の記載内容について

要綱第 6 条では、補助金の額は、別表に定める補助基準額に基づき算出した補助金の交付額と補助対象経費の実支出額（該当がある場合には、徴収金、寄附金その他の収入額を控除した額）を比較して、いずれか少ない方の額とすると定められている。

一方で、各施設から徴収された特別運営費補助事業収支予算書及び特別運営費補助事業収支決算書では、補助金による収入額と補助対象事業に係る費用総額が同一となるよう記載されており、実質的に補助金の交付金額と補助対象経費の実支出額とが比較されているものとは見受けられない。

したがって、補助金の要綱と実際に補助金の交付手続に関して齟齬が生じないように、手続あるいは要綱の定めについて見直すことが望ましい。

(29) 看護師等加配助成事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	看護師等加配助成事業補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市私立保育所等看護師等加配助成事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近 3 年）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	57,000,000	76,000,000	60,000,000
	47,506,000	54,945,000	56,973,000

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【意見 43】 補助金交付対象について

要綱では、岡山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等に定める職員配置基準を上回り、当該施

設に看護師等を配置するとされているが、当該条例等において看護師の具体的な設置基準は明文で定められていない。そのため、実質的には看護師が配置されている保育所等が交付金の補助対象となっている。

ただし、本補助事業の目的は、保育所等の公私間格差の是正にあり、岡山市が設置する保育所等と同様に看護師の設置を私立保育所等においても促進することを目的に補助事業として実施されているものである。したがって、補助金の交付については妥当と認められるものの、要綱の記載内容については見直すことが望まれる。

#### 【意見 44】 補助金の交付金額について

本補助金では、看護師の月当たりの勤務時間を基準として交付金額が決定されているため、対象となる看護師の勤務時間の変動により交付される補助金の額に大きく影響が生じる可能性がある。具体的な例として、月 80 時間以上 120 時間未満勤務する場合の交付額を月 80 時間未満勤務する場合の補助金の交付額と比較すると交付額は概ね 2 倍となっており、勤務時間の僅かな違いにより交付額に大きな影響を及ぼす可能性がある。

他の補助金の交付額の決定においては、補助事業として認められた事業に係る経費に一定割合を乗じた額と要綱等において定められた補助上限額とを比較していずれか低い方を交付額とする等の方法が採られているものもある。

本補助金においても同様の交付額の算定方法によることで、わずかな勤務時間の違いによる交付金額の変動が生じないようにすることが可能であることから、交付額の算定に関して現状の方法で問題がないか見直すことが望まれる。

### (30) 民間保育士等処遇改善事業補助金

#### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	民間保育士等処遇改善事業補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市民間保育士等処遇改善事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	340,000,000	232,000,000	232,000,000
	317,899,000	219,771,000	234,405,000

（出典：所管課からの調査票回答）

#### ② 監査の結果

指摘又は意見として記載すべき事項は識別されなかった。

(31) 保育支援者配置助成事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	保育支援者配置助成事業費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市保育支援者配置助成事業費補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	69,000,000	150,000,000	142,000,000
	61,692,815	83,173,005	92,882,071

② 監査の結果

【意見 45】 補助事業者における労働条件について

補助事業の実施事業者が提出した資料を閲覧した結果、支援員の労働条件のうち処遇改善加算を除いた時給の金額が岡山県の定める最低賃金を下回る事例が認められた。

最低賃金の計算においては、各種手当も含まれることから処遇改善加算を含んだ時給が最低賃金を上回っている場合には法令等に抵触するものではないと考えられる一方で、処遇改善加算が行われる趣旨に鑑みると、少なくとも最低賃金に上乘せして支給されることが期待されているものと解される。

したがって、補助事業者の選定時における適切な指導が行われることが望まれる。

(32) アレルギー児対応調理員等加配助成事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	アレルギー児対応調理員等加配助成事業費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市アレルギー児対応調理員等加配助成事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	14,000,000	14,000,000	14,000,000
	12,244,000	11,366,000	11,163,000

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【意見 46】 非常勤調理員等の定義について

本要綱において、「非常勤調理員等」に該当する要件の一つとして、1日当たり所定勤務時間が午前8時から午後3時までの間の3時間以上であることが定められている。

一方で、補助金交付申請の添付書類のうち雇用条件を定めた資料を閲覧したところ、勤務時間が1か月単位の変形労働制とされ始業及び終業時間が不明な事例や始業時間が7時半、8時、8時半のいずれかであり始業時間から9時間後の16時半、17時、17時半に終業（内1時間は休憩）となっている事例が認められた。

一般的に、所定勤務時間とは、社内規程や労働契約により定められた始業時間と終業時間から休憩時間を控除したものと解されることから、これら2つの事例について前者は要件を満たすか不明であり、後者については要件を満たさないものと考えられる。

ただし、別途閲覧した本補助金の予算の積算資料では、補助要件として午前8時から午後3時までの間に3時間以上調理業務に従事していることと記載されており、実際の補助金の交付に係る一連の事務手続に関しては、こちらが優先されているものと解される。

補助金の交付に関しては、対象となる事業や経費の内容が明確になるよう要綱が適宜見直されるべきであり、本要綱に関しても実際の事務手続の内容と整合するよう見直すことが望まれる。

(33) 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	25,000,000	30,000,000	24,000,000
	18,772,000	21,836,000	21,694,000

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【意見47】 補助金申請時の添付書類について

本補助金の交付申請に際しては、以下の添付書類の提出が求められている。

- (1) 補助対象保育士等一覧表
- (2) 補助対象保育士等の住民票の写し（補助対象施設に居住していることを証明するもので、申請日から3か月以内のものに限る。）
- (3) 補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し
- (4) 岡山市保育士等宿舍借り上げ支援事業に係る確認書
- (5) 補助対象保育士等の保育士証（幼稚園教諭の場合は、幼稚園教諭免許）の写し
- (6) 補助対象保育士等の職歴証明書
- (7) 補助事業者が市税を滞納していないことを証明する書類

初回申請時における上記提出書類のうち(6)補助対象保育士等の職歴証明書について添付書類を閲覧したところ、①職歴証明書のみ、②雇用証明書のみ、③職歴証明書と雇用証明書両方が提出されている事例が認められた。

また、継続して申請が行われる保育士等については、雇用証明書のみが提出されていた。

岡山市では本補助金の申請及び交付に係る手続において、申請者の状況に応じた必要書類を実際の添付書類として提出を求めているものであるが、要綱で明記された添付書類と実際の提出書類に齟齬が生じていることから、要綱の記載内容について見直し等が行われることが望まれる。

#### (34) 岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（民営化推進事業費）

##### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（民営化推進事業費）		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 こども園推進課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱</li> <li>・ 岡山市私立保育所緊急整備事業等補助金交付要綱</li> <li>・ 岡山市補助金等交付規則</li> </ul>		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	49,600千円	1,465,800千円	552,906千円
	4,229千円	1,365,621千円	417,863千円

（出典：所管課からの調査票回答）

##### ② 監査の結果

【指摘 28】

岡山市私立保育所緊急整備事業等補助金交付要綱には暴力団排除条項がない。  
追加する必要がある。

(35) 岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（子ども・子育て推進事業（特））

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（子ども・子育て推進事業（特））		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 こども園推進課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	・就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱 ・岡山市私立保育所緊急整備事業等補助金交付要綱 ・岡山市補助金等交付規則		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	79,460千円	394,000千円	346,200千円
	18,640千円	380,939千円	272,648千円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【指摘 29】

補助金交付申請書に添付される書類間に不整合があるにも関わらず、申請の決裁手続がなされている案件があった。具体的には、延床面積の合計が事業計画書では759.47㎡と記載されていた一方、部屋別面積調書では763.70㎡と記載されていた。なお、正しい面積は763.70㎡である。

決裁時には起案者以外が書類の整合性を今一度確認することが求められる。

【指摘 30】

補助金交付申請書に添付されている書類（見積書）の作成日（令和6年10月20日）が申請日（令和6年10月18日）よりも後日付となっている案件があった。

添付書類に不備があり再提出を求めたとのことであるが、申請書類管理の観点から補助金交付申請書についても日付を更新し、再度提出を求める必要がある。

【指摘 31】

岡山市私立保育所緊急整備事業等補助金交付要綱には暴力団排除条項がない。  
追加する必要がある。

**【意見 48】**

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

(36) 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金		
補助金等の所管課	環境局 環境部 環境保全課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	352,943千円	374,566千円	374,566千円
	286,740千円	253,392千円	270,739千円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

**【指摘 32】**

補助金交付申請書には、設置浄化槽の人槽や浄化槽設備士及び免状（修了）番号を記載する箇所があるが、補助金交付申請書審査チェック表を用いて補助金交付申請の審査をする際には、設置浄化槽の人槽の妥当性や浄化槽設備士及び免状（修了）番号の正確性について検討する欄が設けられていない。

どちらとも補助金交付において重要な審査項目であるため補助金交付申請書審査チェック表に追加する必要がある。

**【指摘 33】**

実績報告に基づき実地調査を行う際に、調査シートの記入や担当者の押印等はあるが、調査時の現場写真撮影や立会人のサイン等の授受が行われていない。

現場にて実績報告通りであるか確認したことを立証するために、現場写真撮影や立会人のサイン等の授受を実地調査手続に追加する必要がある。

**【指摘 34】**

岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱には暴力団排除条項がない。追加する必要がある。

(37) スマートエネルギー導入促進事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	スマートエネルギー導入促進事業補助金		
補助金等の所管課	環境局 環境部 ゼロカーボン推進課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱、岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱、岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金（面的Z E H）交付要綱、岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金（Z E B）交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	293,334千円	422,000千円	290,000千円
	293,051千円	388,581千円	215,648千円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【指摘 35】 実績報告の遅延

スマートエネルギー導入促進事業補助金において、補助事業完了後の実績報告書が提出期限を超過して提出された案件が識別された。

当該案件では、

事業完了日：令和6年8月9日

実績報告書提出日：令和6年10月3日

となっており、要綱第13条で定められた「完了日から20日以内」の提出期限を大幅に超過している。

要綱に定められたルールを逸脱した運用は、補助金事務全体の透明性やガバナンスの低下につながるなどの問題を生じさせるおそれがある。要綱において実績報告書の提出期限を事業完了日から20日以内に設定した目的・理由と提出期限の超過によるリスクを改めて確認するとともに、提出補助事業者に対し、実績報告書提出期限の明確な周知、期限前の提出督促・フォロー体制の整備、期限を遵守できなかった場合の対応方針（理由書提出等）の明確化などを講じ、提出期限の厳守を徹底する必要がある。

(38) 商工会議所商工会経営改善事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	商工会議所商工会経営改善事業補助金		
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	商工会議所、商工会補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	65,200	65,200	65,200
	65,200	65,200	65,200

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【指摘 36】

補助事業の着手について、交付決定前の期間についても補助対象となっている。

交付規則第2条第3項では補助事業者について、補助金等の交付の決定を受け、補助事業等を行う者をいうと規定されている。

本補助金の交付申請・決定の状況について書類を閲覧したところ、岡山商工会議所では令和6年5月2日に補助金等交付申請書が提出され、令和6年5月17日に補助金等交付決定通知書が交付されているが、補助事業は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとされている。このように交付決定前の期間についても補助対象として含めることは交付規則に反しており、是正する必要がある。

しかしながら、補助事業の性質上、年間を通しての事業であり、また年度初めの4月1日に申請・決定を行うことは実務上困難を伴うものであることから交付要綱において補助対象となる期間を定めるなどの対応について検討すべきである。

### 【意見 49】

本補助金の補助対象経費には消費税相当が含まれており、他の補助金との公平性などを考慮し、見直しを図ることを検討されたい。

本補助金の補助対象経費については、商工会議所、商工会補助金交付要綱に定められていないため、消費税の取扱いについても特段その定めがない。補助対象経費については、商工会議所、商工会補助金交付要綱第4条に定めのある補助事業に関連する費用が対象となるものと推測されるが、補助金の性質上、その定めがないことについては検討の余地がある。

また消費税の取扱いについて担当課へ質問したところ、商工会議所法に規定する商工会議所及び商工会法に規定する商工会という公共性の高い団体が、地域内の商工業の発展のために行っている事業であるため、事業に必要となる経費については、消費税を含めて補助対象経費としているのと回答を得た。公共性の高い事業である

ことは理解できるが、他の補助金等では一般的に事業者が納める消費税についてはその対象から除外することが多い。他の補助金との公平性を考慮すると公共性の有無により補助対象とすることは問題であり、見直しを検討されたい。また消費税まで含めて補助金の対象とするのであれば、消費税の計算上、仕入控除税額についてはその返還を求めることとすることを要綱へ含めることも併せて検討されたい。

**【意見 50】**

本補助金の交付による効果測定が行われていない。

本補助金の効果を図るための指標が設定されておらず、補助金交付による目的の達成については効果測定が十分に行えない状況である。

補助事業については、経営改善普及事業と地域総合振興事業という2つの事業を中小企業振興施策として取り組むものであることから、一部の取組を取り上げて効果測定を行うということは実施していないとのことであるが、補助金の目的に照らして、十分に効果が発揮されているかなどについては検討の必要があり、例えば経営改善計画の作成件数などの指標により効果を測定することも検討されたい。

(39) 岡山市中小企業支援事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市中小企業支援事業補助金		
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市中小企業支援事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	100,000	100,000	90,000
	94,468	65,828	83,661

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

**【意見 51】**

補助金等の成果を測定する指標が設けられていない。

本補助金の目的は中小企業の生産性の向上及び競争力の強化による経済の活性化を図ることである。

しかしながらその補助金の支出の効果を測定する指標が設けられていないため、実際に補助金支出の効果があつたかどうかについては不透明である。本補助金は、主に機械装置などの購入のために使用されるものであり、生産性向上や競争力の強

化につなげるものであることから、交付後において例えば売上高が増加したかどうかなどのモニタリングを実施するなど本補助金の効果が十分に発揮されているかを検討することが望ましい。

#### (40) 岡山市商店街振興対策事業補助金

##### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市商店街振興対策事業補助金		
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	24,235,000円	84,340,000円	78,000,000円
	14,144,000円	75,803,000円	34,764,000円

（出典：所管課からの調査票回答）

補助金等の名称	岡山市地域商業グループ活動支援事業補助金		
補助金等の所管課	産業振興課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域商業グループ活動支援事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5,500,000円	5,400,000円	4,000,000円
	1,092,000円	846,000円	1,181,000円

（出典：所管課からの調査票回答）

##### ② 監査の結果

（岡山市商店街振興対策事業補助金）

###### 【意見 52】

交付要綱第7条に別に定める審査基準という記載があるが、審査基準を明文化したものは実際にはない。

岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱第7条では審査基準を別に定めるとの記載があることから、その定めについて担当課へ内容を確認したところ、明文化したものはないとのことであった。担当課では事業目的や採択要件に合致するかどうかについての形式審査を行うとのことである。

しかしながら岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱で定める審査基準を別に定めていないことは要綱と実務において差が生じている。よって岡山市商店街振興

対策事業補助金交付要綱において審査基準を明文化することが望ましい。

**【意見 53】**

本補助金を支出したことについてその効果を測定する指標が設けられていない。

本補助金の目的は、商業の振興を図るために商店街ごとの多様な実情や課題に対応し、商店街が自主的に取り組むことを支援することとのものである。当該目的が、本補助金の支出により達成されているかについては指標等を用いて検証が必要と考えられる。

(岡山市地域商業グループ活動支援事業補助金)

**【意見 54】**

補助対象経費の支出について、本補助金の交付先のグループに所属する事業者への経費が含まれており、金額の正当性・妥当性の検討が十分でない。

本補助金の交付先である地域商業グループは複数の事業者で構成されている。そのため多種多様な業種によって構成されることが多く、補助対象経費についてもそのグループ内の事業者において発注・納品・サービスの提供を行うことができることが想定される。

補助対象経費について、証憑等を閲覧したところ、グループに所属する事業者へ発注し、納品・サービスの提供を受けている事案が発見された。このことが即座に問題となるとは言えないが、金額や提供する内容が適切であるか、一般と比べて過大な請求となっていないかなどについて慎重な審査が求められ、例えばグループとは関係のない第三者からの相見積りを取得するなど金額やその内容が適切であるかについて検討することが必要と考えられる。

**【意見 55】**

予算額に対して、決算額が3か年度連続で50%を下回っている状況が続いており、補助金の見直しを図ることが必要である。

予算額は毎年度、補助金交付先を見積り議会の承認を得ることで執行がなされるものであるが、本補助金については令和4年度から6年度にかけて予算額に対して執行率は50%を下回るものである。

このこと自体が違法・違反しているわけではないが、予算の有効活用が十分でないことは補助事業による効果も十分に発揮されないことにもつながりかねない。補助金自体の目的や要件・補助対象経費などについて随時見直しを図り、より効果的な補助金が交付されるような取組が必要である。

(41) I o T ・ A I 等先端技術導入支援事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	I o T ・ A I 等先端技術導入支援事業費補助金		
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市 I T 利活用支援補助金交付要綱 岡山市 I T 利活用支援補助金交付要綱取扱要領 岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金交付要綱 岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金交付要綱取扱要領 岡山市補助金等交付規則		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	61,500千円	61,500千円	61,500千円
	40,006千円	51,464千円	50,240千円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【意見 56】

実績報告書の提出を受け、当初目標値の達成状況についての確認が行われているが、明らかに低い達成率である場合には補助金の効果が十分であるかどうかを検討することが望ましい。

実績報告書の添付書類として「様式C 「I o T / A I 等先端技術の導入による労働生産性向上の目標」の内訳書」の提出を受け、その達成状況について毎年確認が実施されている。

しかしながら、その確認のみにとどまっており、補助金支出の効果が十分に発揮されているかどうかについての検討まで実施されていない。

補助金の効果を客観的に測定できる指標の設定とその分析を通じて、補助金の交付目的が達成できているかどうかをモニタリングする仕組みを整えることが望ましい。

【意見 57】

本補助金の効果を測定する指標として、アンケート結果を用いているとのことであるが、岡山市の意図する補助金の目的と補助事業者の満足度が一致していないケースもあるなど、効果測定の指標の見直しを検討されたい。

岡山市では本補助金の効果を測定する指標として、補助事業者からの満足度調査

を実施している。

満足度調査では、以下の7つの点について質問が行われ、総じて満足度がいくらかであったかを回答内容によって点数化している。

- ・補助金が今回の取り組み（ITツールの導入）を進めるきっかけとなりましたか
- ・補助金での取組によって労働生産性向上や競争力強化につながりましたか
- ・補助上限額について
- ・補助率について
- ・申請手続き（量）について
- ・申請手続き（難度）について
- ・補助金は他企業にとっても有効だと思いますか

満足度調査結果を閲覧したところ、満足度が高い回答が多くみられたものの、本補助金の当初の目的である労働生産性向上や競争力強化に繋がったかという問いに対して「繋がっていない」とする意見が4件の回答のうち1件確認された。補助金の交付先の決定する過程において補助事業計画書の策定がされ、審査がなされているにもかかわらず本補助金の目的に対して否定的な回答があることは、補助金の目的が十分に達成されていないのではないかと感じられ、また労働生産性の向上が図られたか、また競争力の向上に寄与したか数字などを用いたデータを客観的に分析することも必要であり、単なる設備投資への補助とならないような工夫も必要であるとする。

そのため、満足度調査だけでなく、補助金交付後、複数年にわたって指標の提出を求めるなどその設備投資による効果が発揮されているかについて効果測定を行う方法も検討されたい。

## (42) 岡山市再投資・拠点強化促進奨励金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市再投資・拠点強化促進奨励金		
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱、岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱運用方針		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	69,500,000	374,400,000	184,000,000
	41,448,000	359,533,000	47,753,000

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【意見 58】

補助金交付後、継続的なモニタリングの実施についてその定めをすることが望ましい。

交付要綱第 17 条第 1 号では事業開始後 10 年以内に操業もしくは事業の中止などの場合、交付の取消しを行うことができることとなっている。この背景としては、補助金の目的から製造工場又は研究所など大規模な事業を長期にわたり継続してもらうことで、市内での事業継続を図り、工場等の流出を防止するとともに、雇用の維持又は創出並びに地域経済の活性化に資するなどの目的に合致するように短期間でなく長期間での事業の継続を求める必要があるからと推測される。

担当課に交付後のモニタリング（報告書等の提出・確認）の実施状況について確認したところ、担当者が継続的に企業と連絡を取っていることから報告書の提出などは求めているとの回答であった。

しかしながら、担当者の異動による変更などにより同一の担当者による継続的な、補助事業へのモニタリングが困難な場合も想定され、また担当者によってはそのモニタリングにばらつきが生じることも考えられる。

よって、報告書などあらかじめ様式を準備するなど、補助金の目的が達成されているかどうかについて継続的なモニタリングを実施するとともに、本補助金はその目的を果たすために十分であるかの見直しにも役立てることが望ましい。

(43) 岡山市物流施設誘致促進奨励金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市物流施設誘致促進奨励金		
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱、岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱運用方針		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近 3 年）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	55,250,000	165,200,000	52,900,000
	55,149,000	109,479,000	29,593,000

(出典：所管課からの調査票回答)

② 監査の結果

【意見 59】

奨励金の補助メニューにおいて、「雇用期間が反復更新されるもの」であることの

確認がヒアリングにとどまっている。

奨励金のメニューでは、一人当たり 20 万円の補助金が支給されることとなっているが、岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱第 2 条第 13 号イでは雇用期間の定めのないことが要件とされているため、これらについて確認を行うために、提出資料中の雇用保険資格取得通知を閲覧したところ、有期雇用契約者となっている人員が多数確認された。

雇用期間の定めがないことについての確認方法を担当課へ質問したところ、全ての有期雇用者について、雇用が反復更新されていること又は反復更新する前提での雇用であること、また雇用契約の更新が形式的な確認にとどまることを補助事業者である企業にヒアリングで確認しているとのことであった。

雇用期間に定めのないことについての確認について、補助対象となる企業へのヒアリングのみで完結していることは、十分ではなく、例えば雇用契約書・労働条件通知書等を確認することや、それら前提を雇用者へ提示していることを確かめなければ、実際に反復更新されるものかどうかについて判断が十分にできないと思われる。

よって、その確認方法についてはヒアリングのみにとどめず、他の方法も検討することが望ましい。

#### 【意見 60】

補助金交付後、継続的なモニタリングの実施についてその定めをすることが望ましい。

本要綱第 17 条第 1 号では事業開始後 10 年以内に操業もしくは事業の中止などの場合、交付の取消しを行うことができることとなっている。この背景としては、補助金の目的から製造工場又は研究所など大規模な事業を長期にわたり継続してもらうことで、市内での事業継続を図り、工場等の流出を防止するとともに、雇用の維持又は創出並びに地域経済の活性化に資するなどの目的に合致するように短期間でなく長期間での事業の継続を求める必要性があるからと推測される。

担当課に交付後のモニタリング（報告書等の提出・確認）の実施状況について確認したところ、担当者が継続的に企業と連絡を取っていることから報告書の提出などは求めているとの回答であった。しかしながら、担当者の異動による変更などにより同一の担当者による継続的な、補助事業へのモニタリングが困難な場合も想定され、また担当者によってはそのモニタリングにばらつきが生じることも考えられる。

よって、報告書などあらかじめ様式を準備するなど、補助金の目的が達成されているかどうかについて継続的なモニタリングを実施するとともに、本補助金はその

目的を果たすために十分であるかの見直しにも役立てることが望ましい。

(44) 岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金		
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱、岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱運用方針		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	225,500,000	25,600,000
	0	8,400,000	25,000,000

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【意見 61】

人材確保奨励金について、雇用期間の定めのないことの確認が不十分である。

岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱第 2 条では第 10 号及び第 11 号において常用雇用者と新規常用雇用者について規定がなされており、第 10 号常用雇用者においては、イ雇用期間の定めのないことという要件がある。対象となる人員について雇用保険資格証明書を閲覧したところ、有期雇用契約書が複数名確認された。

雇用期間の定めがないことについての確認方法を担当課へ質問したところ、全ての有期雇用者について、雇用が反復更新されていること又は反復更新する前提での雇用であること、また雇用契約の更新が形式的な確認にとどまることを補助事業者である企業にヒアリングで確認しているとのことであった。

雇用期間に定めのないことについての確認について、補助対象となる企業へのヒアリングのみで完結していることは、十分ではなく、例えば雇用契約書・労働条件通知書等を確認することや、それら前提を雇用者へ提示していることを確かめなければ、実際に反復更新されるものかどうかについて判断が十分にできないと思われる。

よって、その確認方法についてはヒアリングのみにとどめず、他の方法も検討することが望ましい。

【意見 62】

補助対象となる経費について相見積りの実施など、金額の適切性について確認方法を見直すことが望ましい。

補助対象となる経費については、その内容・金額について適切であるかどうかについての検討は、担当者によるインターネットを活用した同等製品との比較や補助対象者へのヒアリングによって確認をしているとのことである。

インターネットによる同等製品との比較は実際の納入金額と相違があることが想定されること、またヒアリングによる場合には正確な情報を担当者が入手できるか否かが不透明であることから、第三者による情報として相見積りなどによる金額の合理性を検討することが望ましい。

また現在の方法では、大量の補助対象経費が発生した場合、特にインターネットを活用した調査では担当者の調査に係る時間が多くなることが想定される。このことから第三者からの相見積りなどによるほうが効果的かつ効率的な調査が実施できると考えるため確認方法の見直しを検討されたい。

(45) 狩猟による捕獲促進事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	狩猟による捕獲促進事業費補助金		
補助金等の所管課	産業観光局 農林水産部 農林水産課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10,500,000円	10,000,000円	10,500,000円
	7,176,400円	8,046,000円	8,618,000円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【意見 63】 補助事業実施者の資格の確認について

狩猟による捕獲促進事業費補助金の交付対象者となるには、同要綱の別表において、「市内において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく適法捕獲者であること」が求められている。一方で、同要綱における添付書類には、適法捕獲者であることを証する書類の提出が明記されていない。

したがって、補助金の申請者が適法捕獲者に該当することを確認できる書類につ

いても要綱に明記することが望まれる。

(46) 新規就農者確保事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	新規就農者確保事業費補助金		
補助金等の所管課	産業観光局 農林水産部 農林水産課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	農業次世代人材投資事業実施要綱（国）、岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱、農業次世代人材投資事業の運用について、岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	29,000,000円	30,900,000円	19,500,000円
	33,750,000円	29,700,000円	14,550,000円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【指摘 37】 決算書（確定申告書）の写しの添付について

本補助金では、補助金の交付対象者から年に2回「就農状況報告」等の提出を受けており、そのうち確定申告後の提出時には決算書（確定申告書）の写しが添付書類として定められているが、税務署への提出前の申告書等の写しが添付されている事例が認められた。

決算書（確定申告書）については税務署に提出されたものであることが分かるものの写しを添付することが必要である。

(47) 新規就農者育成総合対策助成金

① 補助金等の内容

本補助事業に関しては、1つの補助金の中に下記2つの助成金等が含まれる。

- 1) 経営発展支援事業助成金
- 2) 経営開始資金

上記の各事業別の内容を以下に示す。

1) 経営発展支援事業助成金

補助金等の名称	新規就農者育成総合対策助成金
補助金等の所管課	産業観光局 農林水産部 農林水産課

補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	新規就農者育成総合対策実施要綱（国）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（国）、岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱、新規就農者育成総合対策事業等の運用について、岡山市経営発展支援事業助成金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8,022,000円	40,000,000円	31,000,000円
	17,190,000円	6,552,000円	0円

（出典：所管課からの調査票回答）

## 2) 経営開始資金

補助金等の名称	新規就農者育成総合対策助成金		
補助金等の所管課	農林水産課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	新規就農者育成総合対策実施要綱（国）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（国）、岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱、新規就農者育成総合対策事業等の運用について、岡山市経営開始資金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	39,000,000円	34,500,000円	30,000,000円
	6,000,000円	1,2750,000円	18,000,000円

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【指摘 38】 決算書（確定申告書）の写しの添付について

本補助金では、補助金の交付対象者から年に2回「就農状況報告」等の提出を受けており、そのうち確定申告後の提出時には決算書（確定申告書）の写しが添付書類として定められているが、税務署への提出前の申告書等の写しが添付されている事例が認められた。

決算書（確定申告書）については税務署に提出されたものであることが分かるものの写しを添付することが必要である。

### 【意見 64】 助成制度の利用促進について

岡山市経営発展支援事業助成金について、令和6年度では申請が5件あったものの、審査の結果等により交付が0件となっている。助成金自体の趣旨は、新規就農者に対する初期投資資金の負担軽減であるが、その根幹には農業従事者が減少する中で持続可能な力強い農業を実現するという国の方針がある。

したがって、より本補助金の活用により新規就農者が増加することで、持続可能

な農業への貢献が図れるよう補助対象者が増加する施策の実施が望まれる。

【意見 65】 就農状況報告の記載項目について

岡山市経営開始資金では、毎年2回の就農状況報告が行われており、助成金の交付要件である全世帯の前年の所得についても確認する項目が設けられているが、世帯に属する者の氏名等の記載がない。

添付されている所得証明の合計金額と就農状況報告に記載された金額は一致しており、手続上の問題はない。ただし、全世帯の所得金額は助成金交付の継続要件であることから、世帯に含まれる者の氏名を就農状況報告においても明確になるよう記載することが望まれる。

(48) 浚渫藻刈交付金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	浚渫藻刈交付金		
補助金等の所管課	産業観光局 農林水産部 農村整備課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市水路浚渫等交付金交付要綱、岡山市補助金等交付規則		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	44,400千円	43,390千円	44,400千円
	40,437千円	42,526千円	44,598千円

(出典：所管課からの調査票回答)

② 監査の結果

【指摘 39】

岡山市水路浚渫等交付金交付要綱には暴力団排除条項がない。

本要綱には、事業者の適格性に関する規定として、市税完納要件や過去の交付取消しに関する規定が設けられているものの、暴力団又は反社会的勢力の排除に関する規定（いわゆる暴力団排除条項）が設けられていない。

近年、国及び多くの地方公共団体において、補助金・委託契約等の公金支出に際しては、反社会的勢力の関与を排除する規定を明文化することが一般的となっている。

しかしながら、本要綱ではこれらの規定が明示されておらず、補助金の交付対象者に暴力団等が関与する事態を事前に排除する仕組みが不十分であると認められた。

要綱中に暴力団排除条項を明文化する等、適切な対応を講ずることが望まれる。

#### 【指摘 40】

補助事業に係る実績報告書について、事業完了日から相当期間を経過した後に提出されている案件が確認された。

当該案件における事業完了日及び実績報告書の提出状況は、次のとおりである。

事業完了日：令和6年6月5日

実績報告書提出日：令和6年11月11日

事業完了日から実績報告書提出日まで、約5か月を要している。

本要綱第10条においては、

「補助事業者は、事業完了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。」と規定されている。要綱では具体的な日数は明示されていないものの、「速やかに」との規定趣旨からすれば、事業完了後相当期間が経過した後の提出は、当該規定の趣旨に沿うものとは言い難い。

実績報告書の提出が遅延した場合、

- ・補助事業の完了確認や内容検証が適時に行えない
- ・補助金交付事務の遅延や事務管理上の不備につながる

など、補助金執行の適正性・透明性の確保に支障を来すおそれがある。

補助事業者に対し、実績報告書は事業完了後「速やかに」提出すべきものであることを改めて周知するとともに、

- ・提出期限の目安を明確に示すこと
- ・提出状況を定期的に確認し、遅延が見込まれる場合には早期に督促を行うこと

など、実績報告書の適時提出を確保するための運用改善を図ることが望まれる。

#### 【意見 66】

交付金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

本交付金は、農業用排水路の通水機能確保を目的として、地元団体等による水路浚渫・藻刈・清掃等の取組を支援するものである。しかしながら、要綱及び運用実態において、補助金の効果を評価するための指標（KPI）が設定されておらず、事業成果の達成状況を検証する事務事業評価も実施されていない。水路の通水機能確保は地域農業活動の基盤整備に直結する重要な事業であり、補助金の投入が、通水障害の解消状況、施工延長や実施面積の推移、地域団体の維持管理能力の向上等に対してどの程度寄与したのかを定量・定性両面で把握するのが望ましい。

(49-1) 岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 交通政策課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,000千円	15,000千円	15,000千円
	600千円	6,600千円	13,500千円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【指摘 41】

岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金交付要綱には、補助金の交付対象者から暴力団及び暴力団関係者を排除するための規定（いわゆる「暴力団排除条項」）が明記されていない。補助事業者の要件として「市税を完納している者であること」は規定されているものの、暴力団排除に関する確認措置は制度上位置付けられておらず、反社会的勢力の関与防止に係る十分な歯止めが確保されていない状況である。

公共性の高い補助制度において暴力団排除条項が設けられていない場合、反社会勢力が補助金事業に関与するリスクが理論上排除されず、行政執行の信頼性や補助金の適正な運用に支障を及ぼすおそれがある。

補助金等に関する各制度では、岡山市暴力団排除基本条例等の趣旨に沿い、補助事業者が暴力団又はその関係者でないことを要件として明文化し、必要に応じて誓約書等の提出を求めることが望ましい。本制度においても、補助事業者の適格性を担保する観点から、他制度と同様に暴力団排除条項を整備するよう改善が望まれる。

(49-2) 岡山市路面電車整備事業補助金（維持事業）

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市路面電車整備事業補助金（維持事業）		
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 交通政策課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市路面電車整備事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額	令和4年度	令和5年度	令和6年度

の推移（直近3年）	15,250千円	20,000千円	13,250千円
	15,230千円	10,583千円	13,250千円

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【意見 67】

岡山市路面電車整備事業補助金には、補助金の投入効果を把握するための具体的な成果指標（KPI）が明示されておらず、また、補助事業の成果を継続的に検証するための事務事業評価の仕組みも制度として位置付けられていない。

本補助制度は「都心内公共交通の利便性・快適性の向上」という政策目的に基づき実施されているものの、目的の達成状況を測定する手段が明確化されていない。政策目的との整合性を高め、補助金の効果を客観的に検証するため、次のような定量的・定性的な効果指標の設定が望まれる。

例：路面電車の利用者数の増加率

公共交通分担率の改善

安全対策実施による事故件数の減少

快適性向上に関する利用者満足度

併せて、これらの成果指標に基づき、補助金が政策目的に適切に寄与しているかを定期的に評価する事務事業評価の仕組みを整備することが望ましい。

## (50) 岡山市路面電車整備事業補助金（延伸環状化事業）

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市路面電車整備事業補助金（延伸環状化事業）		
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 交通政策課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市路面電車整備事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	70,000千円	96,056千円
	—	57,924千円	86,374千円

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【意見 68】

当該事業では、「延伸環状化工事が進捗しているため、成果が得られている」との説明がなされている。しかしながら、工事の進捗はあくまで事業のプロセスの進行

状況を示す指標に過ぎず、政策目的の達成度（アウトカム）を示すものではない。

一方で、要綱及び関連資料には、事業成果を客観的に検証するための具体的な成果指標（K P I）が設定されておらず、政策目的である「都心内公共交通の利便性・快適性向上」に対する寄与度を測定する仕組みが構築されていない状況である。

工事の進捗そのものを成果とみなしてしまうと、

- ・利便性の向上、快適性の向上といった本来の政策目的が実現しているのか評価できない。
- ・事業が完了したとしても、その効果が適正に検証されない。
- ・将来の投資判断や事業継続の妥当性が評価できず、説明責任が十分に果たされない。

といった問題が生じる。

政策目的に照らして、次のような成果指標の設定が求められる。

例：路面電車利用者数の増減率

利便性・快適性に関する利用者満足度の変化

延伸区間における乗降客数の推移

このような指標を設定し、事業の成果を工事の進捗と切り分けて評価する仕組みを整備することにより、補助金支出が政策目的に適切に寄与しているか検証できる体制が構築できると考えられる。

## (51) 御津・建部コミュニティバス運行補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	御津・建部コミュニティバス運行補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 交通政策課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	御津・建部コミュニティバス運行補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	52,640千円	53,753千円	60,800千円
	52,194千円	53,752千円	60,493千円

（出典：所管課からの調査票回答）

### ② 監査の結果

#### 【意見 69】

本補助金には、補助金の政策目的である「地域住民の移動手段の確保」がどの程度実現しているかを検証するための具体的な効果指標（K P I）が定められていな

い。また、毎月の運行状況、乗車人数、運賃収入等のデータは収集されているものの、これらの情報を活用して事業効果を分析する事務事業評価の仕組みが制度上位置付けられていない。

効果指標が未整備であることにより、

- ・補助金が地域公共交通の維持にどの程度寄与したか評価できない
- ・運行の見直し（便数、ルート、効率化等）に必要なエビデンスが蓄積されない
- ・利用者減少時の改善措置や財政負担の適正性判断ができない
- ・将来の制度見直しや撤退基準の設定が困難になる

など、継続的な行政判断に必要な基盤が不足することとなる。

政策目的に照らし、次のような具体的な成果指標を設定することが望まれる。

例：・利用実績に関する指標

（利用者数、1便あたりの平均乗車人数、延べ利用者数／人口（地域住民のうちどの程度が利用しているか））

- ・アンケート調査（高齢者の通院・買い物支援の実績（利用目的調査）、地域住民の満足度調査結果）

など。

これらの指標に基づき、毎月収集している運行データを活用した事務事業評価（成果分析・改善検討）を行うことにより、補助金支出の妥当性と透明性が一層高まると考えられる。

## (52) 岡山市乗合タクシー運行補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市乗合タクシー運行補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 交通政策課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市乗合タクシー運行補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	18,000千円	22,530千円	23,850千円
	15,127千円	18,015千円	20,773千円

（出典：所管課からの調査票回答）

### ② 監査の結果

#### 【指摘 42】

岡山市乗合タクシー運行補助金交付要綱には、補助事業者（地域運営組織）及び

運行事業者に対し、暴力団又は暴力団関係者を排除するための規定（暴力団排除条項）が明記されていない。補助事業者の適格性として地域運営組織の定義は定められているものの、反社会的勢力と関係を有しないことを確認する仕組みが制度上位置付けられておらず、補助金交付の安全性確保に係るリスク管理が不十分である。

補助金の適正な執行を確保するため、

- ・補助事業者・運行事業者が暴力団及びその関係者でないことを明記する条文の追加
- ・必要に応じて誓約書、反社会的勢力排除に関する確認書類の提出など、暴力団排除の仕組みを整備すべきである。

#### 【意見 70】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

乗合タクシー運行補助金については、要綱上、補助金の目的である「日常生活に必要な移動手段の確保」がどの程度達成されているかを検証するための具体的な効果指標（K P I）が明示されていない。

毎月、運行状況・乗車人数・収支実績等の詳細なデータは収集されているものの、これらを用いて補助金の効果を評価する事務事業評価の仕組みが整備されていない状況にある。

効果指標が存在しないことにより、

- ・地域交通として必要性を満たしているかどうかを客観的に判断できない。
- ・利用が低迷した場合の改善策・見直し基準が明確でない。
- ・財政負担が継続的に適正であるかどうか検証できない。

といった課題が生じる可能性がある。

政策目的を踏まえ、次のような効果指標の設定が望まれる。

例：高齢者等移動困難者の利用割合

利便性に関する地域住民アンケートの満足度

導入地区数

利用者数

など。

また、これらの指標に基づき、毎月提出されている運行実績データを活用した事務事業評価（モニタリング・改善提案）を行うことで、補助金の適正性と透明性の向上が期待される。

(53) 岡山市市街地再開発事業等補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市市街地再開発事業等補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 市街地整備課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市市街地再開発事業等補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,399,200,000円	4,272,600,000円	4,677,340,000円
	5,357,514,000円	3,725,823,000円	2,620,137,000円

（出典：所管課からの調査票回答）

② 監査の結果

【指摘 43】

要綱に定められている書類が網羅的に徴収されていない

岡山市市街地再開発事業等補助金交付要綱第4条第2項第2号の規定によれば、理事長、及び理事長が代表を務める法人の滞納無証明書の提出が求められている。

しかしながら岡山市駅前町一丁目2番3番4番地区市街地再開発組合では、理事長A氏及び理事長が代表を務める法人のうち法人Bの滞納無証明書のみ提出がなされている。理事長A氏は当組合の組員である法人C及び法人Dの代表取締役でもあるが、当該法人の滞納無証明書の提出は求めているとのことである。岡山市によれば、当該法人はA氏とは別の役員が組合の理事を務めていることから滞納無証明書の提出を求めているとのことであるが、本要綱に従うのであれば、理事長が代表を務める法人である法人C及び法人Dについても滞納無証明書の提出を求める必要があった。

本要綱にて滞納無証明書を求めるとしている趣旨として、代表者及び関連する法人において税の滞納などがある場合には補助事業者としてふさわしくないとの決定をするために定められているものであると考えられることから、当該法人の別の役員が組合の理事を務めているといった理由で徴収しないこととするのは適切ではない。

【意見 71】

滞納の有無や暴力団の調査についてその範囲が限定されている

本要綱では、滞納のないことや暴力団でないことについてその調査が行われているものであるが、調査の対象は理事長や理事など限定されている。組合の構成員の中に該当する者がいた場合においても特段補助金の交付に影響はないものとして扱

われている。

しかしながら、組合の構成員の中に該当する者がいた場合では、該当者にも岡山市が補助金を交付することになるため望ましいものではないと考える。組合員は多数にわたる場合もあり、確認作業が複雑、煩雑になることも想定されるが、その確認方法について工夫し、全体を網羅できるような仕組みを取ることを検討されたい。

#### 【意見 72】

岡山市中心市街地活性化基本計画が平成 13 年の更新を最後に、更新がなされていない。

本要綱では、補助金の交付の対象となる事業について別表第 1 に定められており、対象地域は、岡山市中心市街地活性化基本計画に基づく、重点整備エリア及び西大寺地域とされている。そこで岡山市中心市街地活性化基本計画を閲覧したところ、平成 13 年 3 月の時点修正版から更新がなされていないことが発見された。

当該計画では、中心市街地の現状について平成 2 年から平成 10 年の間の、人口増減や若年層の減少・高齢者の増加、事業所の減少、商店街への来街者の減少などのデータを基に分析がなされている。またアンケート調査の結果などから中心市街地の課題やニーズを分析し、基本計画として策定がされている。しかしながら当該計画の更新は 20 年超が経過しており、分析したデータにも変動があることが想定されるため、計画の更新や修正が必要であると考えられる。

### (54) 住宅・建築物耐震改修等補助金

#### ① 補助金等の内容

住宅・建築物耐震改修等補助金には、以下の 5 つの補助金がある。

- ・岡山市建築物耐震診断等事業補助金
- ・岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金
- ・岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金
- ・岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金
- ・岡山市ブロック塀等撤去事業補助金

補助金等の名称	岡山市建築物耐震診断等事業補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近 3 年）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	28,816 千円	22,970 千円	25,970 千円

	11,052千円	10,840千円	24,081千円
--	----------	----------	----------

(出典：所管課からの調査票回答)

補助金等の名称	岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	20,525千円	20,700千円	20,700千円
	18,423千円	17,036千円	25,225千円

(出典：所管課からの調査票回答)

補助金等の名称	岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5,000千円	－千円	7,633千円
	－千円	－千円	7,633千円

(出典：所管課からの調査票回答)

補助金等の名称	岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	105,500千円	110,303千円	39,637千円
	4,910千円	68,528千円	18,090千円

(出典：所管課からの調査票回答)

補助金等の名称	岡山市ブロック塀等撤去事業補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱		

要綱等の名称	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	4,500千円	3,750千円	3,750千円
	1,352千円	1,877千円	1,841千円

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【指摘 44】

市が作成した岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱及び岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の様式のうち、日付の欄がないものがあった（以下参照）。

他の様式同様に日付の欄を設けることを検討する必要がある。

- ・添付書類チェックリスト（補強設計事業・耐震改修事業）（様式第3号）
- ・事業計画書（補強設計事業）（様式第4号）
- ・事業計画書（耐震改修事業又は除却事業）（様式第5号）
- ・事業実績明細書（耐震改修事業）（様式第19号）

### 【指摘 45】

岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付申請書（耐震改修事業又は除却事業）（岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱様式第2号）において、申請内容が耐震改修事業か除却事業かのどちらであるか明示されていないかった。

該当事業に○をするか、該当しない事業に取消線をする必要がある。

### 【指摘 46】

下記の様式について、補助対象経費の上限額の算定根拠となる「対象の延べ床面積」や「I s 値」を記載する欄を設けることを検討する必要がある。なお、補助対象経費の上限額の算定については、I s 値等を参考に対象の延べ床面積当たりの単価が岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱及び岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱にて定められている。

- ・事業計画書（補強設計事業）（様式第4号）
- ・事業計画書（耐震改修事業又は除却事業）（様式第5号）

### 【指摘 47】

添付書類チェックリスト（補強設計事業・耐震改修事業）（岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱及び岡山市要安全確認計画記載建築物

耐震改修等事業補助金交付要綱の様式第3号)において、必要書類が添付されているか岡山市側が確認する記入欄に複数箇所の記入漏れがあった。

当該添付書類については、実際には全て確認済みで、手続上の問題はなかったとのことであるが、チェックリストを適切に運用することが必要である。

#### 【指摘 48】

実績報告書を提出する際に、日付確認をより確実に行うために、添付資料に工事完了日を工事業者が証明する資料を追加することが必要である。

#### 【指摘 49】

岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱第17条では「補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に、～中略～市長に報告しなければならない」とあるが、必要な添付書類の確認及び準備に時間を要したため、3か月後の提出となっている事例があった。

- ・補助金交付申請書での完了予定日：令和6年12月20日
- ・工事請書での完了日：令和6年12月26日
- ・契約代金の支払日：令和7年1月31日
- ・報告日：令和7年3月24日

補助金交付要綱の提出期限内に提出されるように、申請内容から工事の進捗状況を把握すると共に、申請者を適時に指導する必要がある。また、実績報告時に添付が必要な「契約代金の支払等を証する書類」について、工事完了後必ずしも20日以内に支払が行われるとは限らないため（商慣習上、当月締め翌月末払いが多いと推測される）、提出期限の延長を検討する必要がある。

#### 【意見 73】

申請時に「その他市長が必要と認める書類」がある場合は、添付書類チェックリスト（補強設計事業・耐震改修事業）（岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱及び岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の様式第3号）にチェックすることとなっているが、具体的な資料名を記載する欄が設けられていない。

書類整理の観点から、具体的な資料名を記載する欄を設けることが望まれる。

#### 【意見 74】

岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金及び岡山市ブロック塀等撤去事業補助金については、補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価すること

が望ましい。例えば、該当する建築物は把握しているので、完了割合（完了した建築物／対象となる建築物）を指標とし、毎年の計画値とする等が考えられる。

#### (55) 空家等適正管理支援事業費補助金

##### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	空家等適正管理支援事業費補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	空家等対策の推進に関する特別措置法・岡山市空家等適正管理支援事業費補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	32,360千円	35,561千円	35,439千円
	15,289千円	14,583千円	20,758千円

（出典：所管課からの調査票回答）

##### ② 監査の結果

###### 【指摘 50】

岡山市空家等適正管理支援事業（除却）代理受領（予定・変更）届出書（様式第9号）において、届出内容が予定か変更かのどちらかであるか明示されていなかった。

該当箇所を囲むか、非該当箇所には取消線をする必要がある。

###### 【指摘 51】

申請時や実績報告時に提出する下記の添付資料について、枠外に撮影日が記載されているものもあるが、現地確認をしないのであれば、現況写真内に日付が印字されていることを要件とする必要がある。

- ・空家等の全体及び補助事業部分の現況写真（申請日から2か月以内の撮影日のあるもの）
- ・補助事業を行った部分の着手前及び完了後の写真（撮影日のあるもの）

###### 【指摘 52】

空家等適正管理支援事業のうち、除却工事費補助やリフォーム工事費補助について、補助金交付要綱にて税込額で申請する場合、消費税仕入税額控除確認書を添付する旨が明記されているが、家財等処分費補助については、補助金交付要綱に当該確認書提出の規定がない。

家財等処分費補助についても、他の補助金同様に、税込額で申請する場合、消費

税仕入税額控除確認書の添付が必要である旨を補助金交付要綱に追加する必要がある。

**【指摘 53】**

岡山市空家等適正管理支援事業費（リフォーム）補助金交付要綱第4条第3項にて、補助対象住宅は補助事業が完了するまでに居室、台所、水洗便所、浴室、洗面設備及び収納設備（以下「必須設備」という。）を有することが必要となっているが、同要綱第9条第2項にて、添付が必要な書類の中に必須設備の有無を確認する書類が明記されていない。ただし、実務上は、申請時に対象住宅の平面図にて必須設備の有無を確認する運用となっている。

必要設備の有無を確認している対象住宅の平面図を添付書類として要綱に明記する必要がある。

**【指摘 54】**

空家等適正管理支援事業（リフォーム及びリフォーム〔地域活性化〕）について、補助金交付申請調書において必要書類が添付されているか岡山市側が確認する記入欄に複数箇所の記入漏れがあった。

当該添付書類については、実際には全て確認済みで、手続上の問題はなかったとのことであるが、補助金交付申請調書を適切に運用することが必要である。

**【指摘 55】**

空家等適正管理支援事業（除却）について、補助金交付事業実績報告書の添付書類をチェックする箇所に誤りがあった（添付していない書類にチェックを入れている）にも関わらず、報告者に訂正を求めている。

実績報告時に誤りを発見した場合には、適時に訂正や再提出を求める等、適切な運用が必要である。

**【指摘 56】**

空家等適正管理支援事業（リフォーム）について、実績報告時の添付資料としてリフォーム後の耐震診断結果報告書の添付が必要なところ、調査日が事業完了日よりも前の耐震診断結果報告書（補強計画時点のもの）が提出されている。

実績報告時に誤りを発見した場合には、適時に訂正や再提出を求める等、適切な運用が必要である。

**【指摘 57】**

空家等適正管理支援事業（リフォーム〔地域活性化〕）について、実績報告時の添付資料として本事業に対する土地所有者の同意確認書の添付を求めているが、土地

所有者の署名欄はあるものの、署名日付を記入する欄がない。

時系列を正しく把握するために、署名日付を記入する欄を追加する必要がある。

**【指摘 58】**

空家等適正管理支援事業（リフォーム）について、補助金交付要綱第 10 条で定めている条件を満たしているか確認するために、実務上、空家の活用状況に関する報告書の提出を求めているが、補助金交付要綱に当該手続に関する規定がない。

提出期限や添付資料等も含め、補助金交付要綱に明記する必要がある。

**【指摘 59】**

空家等適正管理支援事業（リフォーム）について、補助金交付要綱第 10 条で定めている条件を満たしているか確認するために、実務上、空家の活用状況に関する報告書の提出を求めているが、添付書類が提出されておらず、令和 7 年 9 月末時点で手続が完了していない事例があった。

- ・申請日：令和 6 年 8 月 23 日
- ・改修後の活用方法：自己使用
- ・実績報告日：令和 7 年 2 月 12 日
- ・入居日：令和 7 年 2 月 28 日
- ・空家の活用状況に関する報告書の提出日：令和 7 年 3 月 5 日

公共料金の明細書や住民票など、入居の事実が確認できる書類を適時に入手する必要がある。

**【意見 75】**

補助金の効果測定のための指標が設けられているが、5 年間の指標であるため成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

例えば、計画管理のために、年度ごとに進捗度を把握し、成果の達成度を分析する事務事業評価を行うことが望まれる。

(56) 岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 住宅課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	社会資本整備総合交付金交付要綱、岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱		
補助金等の予算額・決算額	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度

の推移（直近3年）	24,879,000円	16,586,000円	23,278,000円
	0	0	0

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 監査の結果

### 【意見 76】

補助金開始から実績が全くなく、またその必要性について調査が十分でない。

令和4年度から開始した本補助金について、3年度が経過した現在においても実績数がゼロの状況である。対象となる住宅数も把握できておらず、まずは社会資本整備総合交付金の対象となるものがどの程度あるのかを把握することが必要である。

また危険個所であるにもかかわらず移転が検討できない理由として資金的な制約、手続きの制約などがアンケートから明確になっているため、これらを解消するような工夫も検討されたい。

実際に本補助金を利用することを想定すると居住の移転が求められることから複数年にわたっての移転の計画が必要になるなど、長期間にわたっての補助事業の履行が求められ、容易に補助金の利用をすることも困難な場合が想定される。

### 【意見 77】

本補助金について効果測定の指標が設けられていない。

本補助金について効果測定の指標が設けられているか質問したところ、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱と同様の考え方として効果測定の指標は設けていないとのことである。

しかしながら岡山市として本補助金を交付する目的と照らし合わせて、効果が十分であるかを検討する必要がある。

例えば、危険住宅の件数の推移を検討し、減少すれば目的が達成されたとして本補助金の効果を測定するなどの方法が考えられる。

令和7年度 包括外部監査結果報告書

岡山市包括外部監査人

公認会計士 板谷 静郎

発行年月：令和8年3月